

平成21年 第1回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(平成21年2月19日)

茨城県南水道企業団議会

平成21年 第1回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成21年2月19日(木) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第4. 議案第1号 茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5. 継続審査中の

議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第6. 議案第3号 平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第7. 一般質問

---

出席議員	議長	5番	曾根一吉	議員
		1番	沼田利光	議員
		2番	宮原節子	議員
		3番	大谷雅彦	議員
		4番	中根利兵衛	議員
		6番	大野喜助	議員
		7番	披田信一郎	議員
		8番	伊藤悦子	議員
		9番	佐藤隆治	議員
		10番	野口利枝子	議員
		11番	澤部利勝	議員
		12番	貫井徹	議員

---

欠席議員                    なし

---

説明のための出席者

串田武久	企業長
池邊勝幸	副企業長
藤井信吾	副企業長
湯原義伸	企業出納員
野口勇	事務所長
佐藤久雄	次長
菊地平	次長
飯島美博	経営企画グループリーダー
山口好正	総務課長
岡野明	業務課長
小暮一郎	工務課長
海老原敏夫	管理課長
永井俊一	配水課長
宮本栄三	総務課長補佐

茨城県南水道企業団議会事務局

藤原勘一	局長
根本昌実	係長
山本信之	書記
小嶋哲夫	書記

平成 21 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 貫井 徹	1 議案第 3 号 1. 減価償却費について ①地方公営企業法の「みなし償却」の解釈について、三市の住民に周知徹底を。
2 大谷 雅彦	1 議案第 2 号 1. 第 5 条「別表 3」を「別表 2」に改め、同条を第 4 条とするとして いる件について ①識見者の“監査委員”選出が困難だと仄聞するが、その報酬日額を “情報公開及び個人情報保護審査委員会委員”より低額のままである 理由の説明を求めたい。
3 伊藤 悦子	1 議案第 3 号 1. 給水収益 ①昨年より減の原因と対策について。 2. 下水道処理徴収事務費負担金 ①負担金の算出根拠について。 3. 燃料費 ①公用車ガソリン代の算出根拠について。 4. 給配水管路漏水調査業務費 ①昨年より半額とした理由と有収率について。 5. 賃金 ①内容と採用について。 6. 牛久配水場整備更新工事 ①内容について。 7. 修繕費 ①鉛給水管布設替工事費の内容と今後の計画について。 8. 国庫補助金 ①石綿セメント管更新事業の内容と今後の計画について。
4 披田信一郎	1 議案第 3 号 1. 水道事業会計予算 ①年間有収水量の想定計算根拠は？実績から言える使用水量の動向

	<p>は？</p> <p>②加入金収入の想定件数増加の算定根拠は？</p> <p>③薬品費の増加が見られるが、これ及び、その他の燃料費などでの値上がりはどうか？</p> <p>④給配水管路漏水調査業務委託、漏水修理当番待機委託での減額の理由は？</p> <p>⑤消費税について、前半では還付が見込まれ、来年度では支払いへ転じている理由は？</p> <p>⑥鉛管の布設替えについて計画では、年間2億円を予定していたはずだが？</p>
<p>5 野口利枝子</p>	<p>1 議案第3号</p> <p>1. 水道事業収益1,767万5,000円の純利益</p> <p>①根拠について。</p> <p>2. 平成20年度損益計算書</p> <p>①当年度純利益248,000円について。</p> <p>②減債積立金985万円について。</p> <p>3. 平成21年度予算執行計算書</p> <p>①修繕費鉛給水管布設替工事費について 工事請負費から移動。</p> <p>②資産減耗費—固定資産除却費 これまでの除却費事例を。</p> <p>③委託料—布設工事等実施設計委託料減額はどうか。</p> <p>④企業債償還金について 今後の計画書4.6%、4.8%等は金利の低い市中銀行からに借りにかえるべき 借りにかえの法的根拠を。</p>

## 一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 貫井 徹	<p>1 住民ニーズの高令単身者などへの水道料金値下げを求める</p> <p>①財政難のなか、どう決着をつけるのか、値下げへの議員提出議案も、提出者は完璧でないと認めていたが。</p> <p>②茨城県への、値下げへの要請を強く求める。</p>
2 大谷 雅彦	<p>1 県南水道ビジョン（平成18年度策定）の見直しについて</p> <p>1. 特別委員会の審査でも議論になったことだが、人口減少の流れ及び大口需要者の水道離れが顕在化している現在、抜本的な見直しを要すると思うので、御所見を伺いたい。</p> <p>2 平成19年度の監査委員の監査結果報告に対する取り組み等について</p> <p>1. 特別委員会の審査のなかで、企業団の経営状況の厳しさが浮きぼりになった。監査委員の指摘事項。①支払利息の縮減。②入札・契約等の競争性・透明性を高めて、落札率を低減。③原価割れ改善の必要性和資金繰り圧迫の改善・・・に対する方策を伺いたい。</p> <p>そして、県への契約水量の適正化及び浄水費減額の要請については、議会と執行部が共同行動をとる必要性があると考えているが、企業長のご意見を伺いたい。</p>
3 伊藤 悦子	<p>1 水道料金引き下げについて</p> <p>1. 経済危機が深刻の中での市民にとっての公営企業のあり方について。</p> <p>2. 「水道料金の値下げを求める請願」採択をうけての料金引き下げの検討と実施は。</p> <p>3. 料金引き下げと減価償却のあり方、契約水量、事業計画について。</p> <p>2 入札の改善と不況対策としての事業の進め方について</p> <p>1. 透明性を高める入札の改善の実施は。</p> <p>2. 政治倫理の問題について。</p> <p>3. 工事は年度末に集中していないか。</p> <p>4. 前途金について。</p>
4 披田信一郎	<p>1 事業計画の見直しについて</p> <p>1. 作業の進捗と見直し策定時期は？</p> <p>2. 経営計画というべき、収支見通しをふまえた事業計画が必要と思う</p>

	<p>が、内容はどうしていくのか。</p> <p>3. 中期的な料金体系についてどう考えているのか？</p> <p>4. 歳出効率化で残された分野は、入札改革による工事費の圧縮だが、具体的な改革と、総合評価方式入札の採用について。</p> <p>2 今後の職員構成のあり方、企業団が直接果たすべき役割について</p> <p>1. 今後の職員退職と採用の計画、考え方は？</p> <p>2. 水質管理、情報処理、管理計画、財務会計などなど専門的分野でのスペシャリスト的能力を、内部に据える必要について、どう考えるか？</p>
5 野口利枝子	<p>1 県との契約水量の是正について</p> <p>1. 県との契約水量の見直しのためには、過大な水資源開発（霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム等）を正す立場に立つべき。</p> <p>2 県南水道企業団基本計画について</p> <p>1. 人口、一日最大給水量、負荷率等、ずさんで過大な予測は見直すこと。</p> <p>2. 92,500m<sup>3</sup>の施設計画は直ちに見直し、過大な施設建設はしないこと。</p>

---

午後 1時30分 開 会

---

○曾根一吉 議長

ただいまから平成21年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員数12名。定足数に達していますので、会議は成立します。  
これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○曾根一吉 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、9番 佐藤隆治議員、10番 野口利枝子議員、両名を指名します。

---

◇日程第2 会期決定の件

○曾根一吉 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。  
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

---

◇日程第3 議員提出議案第1号

○曾根一吉 議長

日程第3、議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。4番、中根利兵衛議員。  
<4番、中根利兵衛議員 登壇>

○4番（中根利兵衛議員）

皆さん、こんにちは。ただいま議員提出議案第1号について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。  
議員提出議案第1号は、茨城県南水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。  
これは、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、これまで法律に位置づけられな



い事実上の会合でしかなかった全員協議会等について、会議規則に規定することにより、正規の議会活動と位置づけることを可能とし、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設されたことに伴い、別紙議案書のとおり茨城県南水道企業団議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、説明を終わります。

○曾根一吉 議長

提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

◇採決

○曾根一吉 議長

これから議員提出議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

<賛成者起立>

○曾根一吉 議長

起立全員であります。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

◇日程第4 議案第1号及び議案第2号

○曾根一吉 議長

日程第4、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

○串田武久 企業長

本日は、平成21年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多忙中にもかかわらずご参集をいただきましたこと、厚くお

礼を申し上げます。まだまだ寒さが厳しいとはいえ、梅の香りがあちらこちらに漂い、春が近くまで来ている感じがいたすきょうこのごろであります。

さて、本日の定例議会には、議案3件を提案しておりますが、その説明に先立ちまして、平成20年12月末現在における平成20年度予算の執行状況についてご報告を申し上げます。

まず、業務の概要についてであります。給水人口は22万477人で、平成19年度の決算数値と比較をいたしますと1,750人の増、普及率については0.4ポイント伸びて80.7%であります。また、総給水量は1,771万301 $\text{m}^3$ で、予定水量に対しまして72.7%、有収水量は1,610万9,338 $\text{m}^3$ で、予定水量に対しまして74.1%となり、有収率は90.9%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は35億5,381万1,079円で、予算額に対しまして73.6%、加入金の収入は3億1,478万円で、予算額の82.5%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替工事等71件を発注をし、工事費の総額は21億5,588万1,000円で、予算額に対する執行率については88.6%となっております。

平成20年度の執行状況につきましては、以上のとおりであります。地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安心・安全な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するというように運営しておりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日ご提案をいたしました議案のうち、議案第1号及び議案第2号の概要をご説明をいたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例についてであります。

これは、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改める旨の規定が新設されたことに伴い、茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例から議員報酬に関する規定を分離し、新たに茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を制定することに伴い、別紙議案書のとおり、茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

何とぞ慎重なるご審議を賜り、適切なる決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○曾根一吉 議長

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

3番、大谷雅彦議員。

<3番、大谷雅彦議員 登壇>

○3番（大谷雅彦議員）

議案第2号に1点質問をいたします。

この中の第5条「別表3」を「別表2」に改め、同条を第4条とするとしている件についてでございます。

これは、たまたまきょうは欠席されておりますけれども、識見者の監査委員の報酬についてでございます。付随的な改正であることは承知しておりますが、識見者の監査委員選出がなかなか困難であるということをお聞きしておりますが、その監査委員の報酬日額が、情報公開及び個人情報保護審査会委員よりも低額のままで改正が行われたということにつきまして、その点についてどのように考えておられるのか、企業長のご所見を伺いたいと思います。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁を求めます。答弁者、野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

大谷議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号、茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものであります。この法律は、地方議会及び地方公共団体の要望を受けて、議員立法により制定されたものであります。

議案第1号により茨城県南水道企業団議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を新たに整理するため、これまでの議員の報酬及び費用弁償に関する条例から分離し、削除するための一部改正でございます。

特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、平成20年第2回定例会において提案され、議決をいただいたところでございますが、監査委員報酬につきましては、以前年額報酬で支払いをいたしておりましたが、識見者による監査委員選出に伴い、近隣一部事務組合等の状況を調査し、現在の月額報酬といたしました。

議員ご質問の低額ではないのかとのことでございますが、監査につきましては費用弁償が支給されておりますが、情報公開及び個人情報保護審査会開催時には支給されておられません。今後におきましても、監査委員選任には支障が出ないよう、近隣の状況も調査しな

がら進めてまいりたいと思っています。ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで大谷雅彦議員の質疑を終わります。

議案第1号及び議案第2号の質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

◇採決

○曾根一吉 議長

これから議案第1号及び議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、茨城県南水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○曾根一吉 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号、茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○曾根一吉 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

◇日程第5 継続審査中の議員提出議案第1号

○曾根一吉 議長

日程第5、継続審査中の議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより特別委員会委員長の報告に入ります。

平成20年第2回定例会において特別委員会に付託いたしました、水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査の経過と結果について、特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、披田信一郎議員。

<特別委員会委員長、披田信一郎議員 登壇>

○披田信一郎 特別委員会委員長

このたび水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会に付託され、

継続審査中でありました平成20年議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

この条例の審査につきましては、去る11月28日の第1回委員会において、委員長選任等の協議を行い以降、12月24日の第2回委員会から1月13日、20日、そして29日と、精力的に計5回の委員会を開催して審査を行いました。

委員会には、事務所長、次長、経営企画グループリーダー及び各課長の出席もいただき、経営関係資料などの提出を求めてその説明を受けたほか、第2回及び第4回委員会には、提案者である伊藤悦子議員の出席も求めて、慎重な審査を進めました。

審査の内容としては、執行部から提出を受けた資料である、改正条例に値下げした場合の減収見通し試算、給水収益比較表、近隣水道事業体の基本水量、料金の状況、供給単価、給水原価及び1<sup>m</sup>当たりの加入金収入、経常収支概算表、施設整備年次計画表、諸経費の削減状況並びに委員から追加して提出を求めた、市域別給水普及状況、1日最大給水量の実績等状況、自家水道装置使用者——これは井戸水使用者——の申し込み状況表などについて詳しく説明を受け、慎重な審議を重ねました。

また、給水原価を押し上げている茨城県企業局との契約水量が実際の給水量より多いものとなっている問題、また、いわゆるみなし償却を取り入れられるか否かという問題、また、平成18年に策定された水道事業基本計画及び地域水道ビジョンの見直しを行って、今後の収支見通しを明確にしていくべきとの問題などなど多岐にわたる論点が出されました。

このような各方面からの質疑と委員間での論議を通して、委員からはさまざまな意見が出されました。その主な論点は次のようなものであります。

まず1つとして、県の契約水量の縛りを緩和させるよう取り組んでいくことが必要、またその水量を前提とした施設整備計画を、実際に合わせて引き下げることで浮く将来設備費、またみなし償却制度が適用できるはずであり、平成19年度で約3億円が償却しなくてもよいこと、これらを合わせて、原案の2億5,400万円程度の減収減資はあるとする意見。

2つに、基本水量10<sup>m</sup>未満の少量使用世帯が高齢化や核家族化などで増加しており、基本料金としての基本水量の引き下げは必要だが、どれだけの引き下げ原資が見込めるかについて見きわめるための十分な中期的な収支見通し、またそのシミュレーション情報が不足しており、今後実施するとされる水道事業基本計画の見直しを見る必要がある。県からの受水費の削減に向けて努力を続ける必要があるが、その実現を前提に収支見通しを立てるわけにはいかない。みなし償却を採用することには無理があり、いずれにしろ将来の施設更新費用の先送りになるにすぎないから、これを引き下げ原資として考えることはできないとする意見、これらの2つに大別される意見に分かれました。

そして、執行部から説明された、平成20年度後半以降になって明らかになってきた急激な給水量の減少による収支の悪化状況を踏まえて、超過料金部分の引き下げについては見送りとする修正を検討する可能性についての言及や、基本料金となる基本水量の引き下げ

は実現させたいが、その原資は一定以上の使用量部分の超過料金を値上げしていることとしてはその意見など、さまざまな工夫についても意見が出されました。

また、本議案では、附則において本年4月からの適用とされていたことから、その実施の実務的可能性についても論議の対象となりました。この2月19日の定例会で可決された場合は、周知期間、徴収事務のためのコンピュータープログラムの修正などに最低限必要な期間について執行部の説明を求めましたが、できるとも、できないとも明確には断言できないとのことであり、昨年10月分から量水器使用料の徴収を取りやめる値下げに踏み切った際には、8月8日の臨時議会に提案され、決定されて、実施ができた例があることから、無理ではないがもう少し余裕があったほうがいいこと、その場合、仮にするとすれば10月からの実施が考えられるとの指摘もありました。

最終的に、第5回委員会において、まず提案者大谷委員、賛同者大野委員からの修正案と、提案者貫井委員、賛同者宮原委員からの修正案との2つの修正案が提出されました。

大谷修正案は、基本水量を原案の5 m<sup>3</sup>に対して8 m<sup>3</sup>とし、一方で超過料金については10 m<sup>3</sup>以上1 m<sup>3</sup>当たり210円を200円に引き下げるとの原案に対して、これを引き下げず、逆に30 m<sup>3</sup>を超える部分については260円に値上げをする。附則の適用期日については、平成21年10月分からするというものでありました。

もう一つの貫井修正案は、基本水量については8 m<sup>3</sup>とし、超過料金については現状どおりとするところまでは大谷修正案と同じものの、家事用ではない営業用、団体用、娯楽用の3種別の超過料金について、1 m<sup>3</sup>当たり360円を40円値上げして400円にする。また附則の適用期日については、大谷案同様10月からするというものでありました。

修正案に対する提案者への質疑を行った後、全委員からの討論を踏まえて採決を行いました。

まず、大谷修正案について諮ったところ、賛成者2名で、賛成少数により否決。続いて、貫井修正案について諮ったところ、同じく賛成者2名で、賛成少数により否決。この結果、残された原案について諮りましたが、賛成者1名であり、本議案は賛成少数により否決と決定いたしました。

当委員会は、このような慎重な審査の中、最終的には基本料金部分を幾らかでも値下げして、高齢者などの少人数世帯に対応できる料金制度を実現させられないかということで、各委員から提案も出されたわけではありますが、その対応に関してはまとまらず、原案否決という結論で終わりました。しかし、その論議の過程で、全員一致して努力すべきこととしてまとまったものがございました。

それは、茨城県に対して硬直的な契約水量の縛りを見直すよう求めて、議会としても最大限の取り組みをすべきだという1点でありました。

議会決議などによる意思表示を踏まえて、茨城県への要望活動を執行部とともに実施するとともに、県南の他の水道事業体議会との連携した要望活動についても検討してまいり

たいというようなことでもございます。このことを特に強くご報告させていただいて、特別委員会の報告を終わります。

○曾根一吉 議長

これより特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

<発言する者なし>

○曾根一吉 議長

質疑なしと認めます。これをもって特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子議員）

10番、野口でございます。

今挙げられております、議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

高い水道料金を何とかしてほしい、これは市民の切実な願いであり、そして、それをもとに昨年の11月の議会では水道料金の値下げを求める請願書が採択され、それを受け、この間加入金の引き下げや量水器が無料になってはおりますが、水道料金の値下げが当局側から提案が出されることを住民は心待ちにしておりました。ところが、なかなかそうした提案が出されず、そして議員提案という形になったわけですが、今、本当に景気悪化のもとで、とりわけ年金暮らしの高齢者やひとり暮らしのお年寄り、そして今派遣切りが大変問題になっておりますけれども、非正規雇用の若者も含め、本当に暮らしが大変というのが現状です。こうしたときに、当然、使用していない水の料金を支払うという、このことがなぜなのかというのが市民の思いではないでしょうか。納得いかないのは当然のことです。

こうした中、私どもは、財源についてはもちろん県に契約水量の是正を求めていくことは真っ先に取り組まなければならないけれども、早急にはならないというご指摘もございました。しかし、みなし償却については、できないという決まりではなく、やろうと思えば、住民の暮らしを守ろうという、そうした立場に立って行えば法律上できることですし、これまでに出た黒字分を充てる、そしてあわせて、今計画がつくられております施設計画が何と9万2,500トンという過大な施設を計画されているわけですから、これを実態に合った規模の施設計画にしっかりと変えていく、コスト削減ができるわけですから十分値下げはできるというふうに考え、この条例提案について賛成をいたします。

以上で討論といたします。

○曾根一吉 議長

ほかに討論ありませんか。3番、大谷雅彦議員。

< 3番、大谷雅彦議員 登壇 >

○3番（大谷雅彦議員）

ただいまの披田特別委員会委員長の報告に賛成の討論を行います。

この特別委員会の中で、私も修正案を提案いたしました。それは、議会が値下げ請願を採択しているという、この責任の観点から、特に高齢者世帯及び単身者世帯がふえて、使えない水道料金まで払うのかという問いかけは極めて重いものであります。

しかしながら、県南水道企業団を取り巻く経営状況は非常に厳しいものがあって、私も使わない水のお金はいただかないという、5 m<sup>3</sup>ミニマムということも検討してみましたが、どのようにしても原資が出てきません。やはり公営企業として、安定して水道供給するという使命を全うするためには、現在の環境においてはなかなか難しいという結論に至りました。

執行部の説明並びに収集していただいた資料に基づき、そして自分が整理して考える中で、少しでも少量利用者に対するその声にこたえるためには何かできないかということと考えたところが、ぎりぎり限界が8 m<sup>3</sup>ミニマムという線でありました。これだと加入者の20%の値下げによって約7,200万円の減収となり、30m<sup>3</sup>を超える受益者のご理解をお願いして50円値上げすると、約8,900万円の増収となるという試算をしたわけでありまして。ただ残念ながら、これは特別委員会において賛成少数で否決されてしまいましたけれども、現在、県南水道企業団として経営を維持するために幾多の課題を考えてみれば、これ以上の努力はできないだろうということで、否決されたことはやむを得ないこととし、特別委員会の原案否決の結論を私は支持するものであります。

以上です。

○曾根一吉 議長

そのほかに討論ありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

○曾根一吉 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

◇採決

○曾根一吉 議長

これより議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

この茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は否決であります。議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛成者起立 >



○曾根一吉 議長

起立少数です。したがって、議員提出議案第1号は否決されました。

---

◇日程第6 議案第3号

○曾根一吉 議長

日程第6、議案第3号、平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

○串田武久 企業長

議案第3号について申し上げます。これは、平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

まず、第2条であります。これは当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものであります。給水戸数8万8,643戸、年間総給水量は2,401万9,000m<sup>3</sup>、1日平均給水量は6万5,805m<sup>3</sup>、主要な建設改良事業の工事費は12億8,331万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は52億4,775万7,000円を予定をし、前年度予算額と比較しますと0.9%の減となっております。そのうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は52億4,555万3,000円を予定をし、水道事業収益の99.96%を占めております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は51億6,709万4,000円を予定をし、前年度予算額と比較しますと0.2%の減となっております。主なものについて申し上げますと、営業費用が50億2,354万6,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は25億7,662万8,000円を予定をし、営業費用の51.3%を占めております。営業外費用は1億3,493万1,000万円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は9,980万6,000円であります。

また、特別損失として661万7,000円を計上しておりますが、これは水道料金の徴収不能分であります。したがって、平成21年度における損益計算では1,767万5,000円の純利益が出る予定であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかる費用であります。まず、収入につきましては総額で9億4,069万5,000円を予定しております。その内訳といたしましては、企業債の借入金が8億7,000万円、消火栓設置工事等の負担金が4,334万5,000円、石綿管布設替工事の国庫補助金が2,735万円となっております。

次に、支出につきましては、総額で21億7,313万円を計上しております。その内訳を申

し上げますと、建設改良費は14億1,171万5,000円を予定をし、そのうちの工事請負費は12億8,331万円で、内容といたしましては、配水管布設工事費が7億875万円、配水管布設替工事費が4億6,851万円、配水場関係工事費が9,555万円、消火栓設置工事費が1,050万円となっております。また、企業債償還金につきましては、7億5,641万5,000円を予定をしております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。12億3,243万5,000円の支出資金が不足をいたしますので、その補てん財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を6,298万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,691万円及び当年度分損益勘定留保資金10億2,253万7,000円を予定しております。

次に、第5条は企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率を定めたものであります。配水場内整備更新工事及び配水管布設工事等の工事費といたしまして8億7,000万円を限度額とした企業債の借り入れをするものであります。

次に、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が6億3,130万円、交際費が30万円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものであります。

次に、第7条は棚卸資産購入限度額であります。4,019万円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器について、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上で、平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算の概要であります。詳細につきましては、議案書に添付しております説明書によりご理解を賜りたいと思います。何とぞ慎重なるご審議を賜り、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

#### ○曾根一吉 議長

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹議員 登壇>

#### ○12番（貫井 徹議員）

貫井 徹でございます。

公明党同僚の宮原節子議員が監査委員でございますので、私、後輩の貫井 徹が質疑いたします。

議案第3号、減価償却費についてでございます。

先ほどの議案の中でも討論がございました。みなし償却については、法律上やればできると、ならばやらない茨城県南水道企業団が法律違反を犯しているのかと、そういう疑義もあるわけでございます。

一連の披田委員長のもとに特別委員会、その中で宮本課長補佐より丁寧な説明が、みなし償却についてあったわけでございますけれども、いわく地方公営企業法施行規則の第3条、固定資産の評価基準、無償で譲り渡しを受けた固定資産の価格は、適正な見積もり価値によるものとする。いわく公営企業実務概要の中の無償受贈与資産の減価償却について、Q&Aの中で補助金、受贈財産等は料金原価を引き下げるため行使された場合に限られるものであると。また、公営企業の実務講座の中の無償受贈与資産の減価償却、いわゆるQ&Aでございますけれども、無償で贈与を受けた有形固定資産について減価償却することはできるか。そのクエスチョンに対しまして、当該資産の取得のための充てる補助金、受贈財産等が料金原価を引き下げるため行使された場合に限られるものである。いわゆる料金値下げの提案の根拠に先ほどもあったわけでございますけれども、2点ほど整理としてあるわけでございます。

第1点は、県の契約水量に対しての支払いで、料金値下げは可能と考えていると。2点目は、平成19年度で約3億円あるみなし償却を行えばその財源ができる。

先ほどの討論の中でも、法律上やればできると。やらない茨城県南水道企業団が串田企業長のもとに法律違反を犯しているのかと、このような善良な住民の疑念もわくような討論でございました。

この1月15日に我が取手市は藤井副企業長のもと、1月15日の「広報とりで」に茨城県南水道企業団の財務諸表等を、私が提案いたしまして、構成自治体の無料の広報紙を使って市民・住民に説明すべきという、早速取り入れまして、取手市においては1月15日にそのような周知を図ったところでございます。この質疑の要旨の中に書いてございます、地方公営企業法のみなし償却の解釈について、3市の住民に周知徹底を求めるわけでございます。法律違反なのか、またみなし償却について、はっきり申し上げまして3市を構成する住民はみなし償却とは何ぞや、またそのような路上至るところで演説等でみなし償却の議論が出ますと、はっきりわからない、その間隙を突くと、そういう疑念もあるものでございますので、しっかり周知徹底をお願いしたいと。

以上でございます。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

貫井議員の質疑にお答えいたします。

水道事業における減価償却でございますが、地方公営企業法施行規則に基づきまして、毎事業年度にその種類、区分などを定額法によって行っております。

みなし償却につきましては、公営企業の原則に基づき、これまでどおり行わない考えでおります。

それと、3市の住民に周知徹底をとのことでございますが、企業団の財政状況等の公表等の中で、前回の議会の中でも貫井議員より提案がございました、企業団を構成する3市の広報紙などを活用させていただきまして、また企業団ホームページによる広報など、水道利用者の皆様にもわかりやすく説明してまいりたいと考えております。

以上です。

<「議長」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹議員 登壇>

○12番（貫井 徹議員）

貫井 徹でございます。

今、所長のほうから答弁いただいたわけでございますけれども、冒頭申し上げました法律違反になるのかどうか。法律上やればできると、そういうふうなさっきの討論では断定。それに対してきちっとした答弁をいただかないことには明確になりませんので、よろしくお願ひします。

○曾根一吉 議長

答弁者は挙手願ひます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

みなし償却のほう、法律云々ということではありますが、先ほど申しましたとおり、地方公営企業法施行規則に基づきまして、事業年度でその種類区分ごとに定額法によっておりますので、施行規則に違反しているということはありません。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで貫井 徹議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子議員）

通告に従いまして、議案第3号、平成21年度茨城県南水道企業団水道会計予算について質疑を行います。

予算書、初めに19ページ、給水収益についてです。

給水収益は、昨年より減少しています。量水器が無料になったので、その分減少しますが、年間有収水量で見ますと、家事用は増量になってはいますが、団体、営業用、臨時用で減少しています。その原因についてお伺ひいたします。

また、有収水量を上げることが経営安定には欠かせません。有収水量を上げることが求

められるわけです。家事用も含め、今年度はどのような対策を考えているのでしょうか。また、有収水量の推移は、今後どのように見ているのか、3点についてお伺いいたします。

同じく19ページ、下水道料金徴収事務負担金についてです。

4月より下水道料金を水道料金と一括して徴収することになる、その事務負担金ですが、負担金算出根拠についてお伺いいたします。

次に、20ページ、燃料費についてです。

昨年より増額になっています。ガソリン代は昨年より下がっているのが実態です。県が発表した1月のガソリン代は、県内平均で1リットル当たり104円です。公用車ガソリン代の算出根拠をお伺いいたします。

4つ目に、22ページ、給配水管路漏水調査有収率業務委託費についてです。

昨年より半額以下となっています。有収率を上げるためには漏水がないことも重要です。昨年より半額とした理由は何でしょうか。また、最近の有収率はどのようになっているのでしょうか。

5つ目に、22ページです。賃金424万5,000円についてです。

臨時雇用ですが、業務内容、採用人数、時間給は幾らですか。またその採用の方法についてお伺いいたします。

6つ目に、牛久配水場内整備更新工事です。

昨年来からの引き続きの工事です。工事内容は、またこれは今年度で終了することになるのか、工事にかかわる全体の金額についてお伺いいたします。

次に、戻りますが、21ページ、修繕費。

鉛給水管布設替工事費、工事の内容と工事箇所、また今後の計画と具体的な計画書の作成はどのようになるのかお伺いいたします。

28ページ、国庫補助。

石綿セメント管更新事業です。工事の内容、工事箇所、今後の計画と具体的な計画書の作成についてお伺いをいたします。

以上です。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

伊藤議員の質疑にお答えいたします。

初めに、給水収益の昨年より減の原因と対策についてでございます。

前年度の予算有収水量と比較いたしますと10万9,000トンの減で計上いたしました。理由といたしましては、前年度データと20年度実績をもとに月別で比較いたしますと、特に営業用、団体用が減量になっております。

用途別にいたしますと、家事用13万5,000トンの増、団体用8万2,000トンの減、営業用14万9,000トンの減、臨時用1万3,000トンの減でございます。

それと、今後の対策といたしましては、引き続き職員一丸となって加入促進を行い、配水管布設工事着工前には職員が個別に上水道加入の案内をいたしまして、水道普及の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、下水道料金徴収事務負担金の算出根拠であります。平成18年度決算をもとに共同処理にかかわる企業団の人件費、備用品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料等の経費を調定件数で割りまして、1件当たりの経費を算出いたしました。その2分の1の額96円に調定件数を乗じて得た額が負担金となっております。負担金の割合であります。龍ヶ崎市25万9,300件、金額にして2,489万2,800円、牛久市30万2,400件、金額では2,903万400円、取手地方広域下水道組合30万3,500件、金額では2,913万6,000円、合計で86万5,200件、合計金額で8,305万9,200円で計上いたしております。

次に、公用車ガソリン代の算出根拠であります。これは、市場単価及び今後の動向を調査して計上いたしております。今後につきましては、各種検討会での予算書案提出時の直近の市場単価を調査してまいりたいと思っております。

次に、昨年より給配水管路漏水調査の費用を半額にした理由でございます。今まで比較的漏水が多い地区の調査をしてまいりましたが、この漏水の主な原因となる鉛管の腐食による漏水が多く見られます。有収率の向上を目指す上で漏水調査による早期発見、早期修理は必要であります。漏水の原因でもある鉛給水管を少しでも多く取りかえをすることによって、水の安全性と有収率の向上につながると考え、漏水調査の予算の約半額を鉛給水管の取りかえ工事費に充てております。有収率については、平成19年度で90.1%であります。

次に、賃金の内容についてであります。上下水道料金徴収一元化、また自庁処理システムの導入に伴う業務量の増加により、利用者に対するサービスまた収納率の低下を招かないよう、臨時職員4名を採用し、予算額として424万5,000円を計上するものです。

臨時職員の業務内容ですが、転入・転出の対応及びデータ入力業務に従事する予定であります。通常時は2名で対応し、1日7時間、週4日のローテーションで勤務する体制を予定しております。

次に、牛久配水場内整備更新工事の内容についてでございます。現在発注しております牛久配水場の更新工事の工事完了後、場内の整備及び周囲の外構、既設建物の撤去工事を行うものです。

次に、工事の鉛給水管布設替工事費の内容についてであります。配水管から宅地内に引き込まれております鉛給水管を取りかえる工事であります。今後の計画といたしましては、漏水修繕工事、維持管理工事、配水管布設替工事等に合わせて年間1,000件くらいを目標に工事箇所を選んで、計画的に取りかえてまいりたいと考えております。

次に、石綿セメント管更新事業についてであります。石綿セメント管の更新の目的は耐震性の高い鋳鉄管に布設替をすることによって、より地震時に管路破損事故を防ぎ、安全な管路を確保し、水道水供給の安定化を図るものであります。安全かつ安定した水道水の供給、有収率の向上対策等を考慮すると、石綿セメント管の布設替は必至の状況にあります。

なお、国庫補助事業の採択基準が平成19年度から変更され、当企業団においても補助事業となることになり、平成20年度から実施しているところであります。この補助事業は、平成23年度までの時限事業で、補助率は4分の1でございます。平成21年度は4カ所を予定しております。

以上であります。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

#### ○8番（伊藤悦子議員）

2回目の質疑を行います。

下水道料金徴収事務負担金についてなんですけれども、1件96円ということで、郵送費も含まれているということですが、滞納の場合、催促の連絡を郵送で行うんだと思うんですが、そうしますとまた費用がかかるわけなんです。そうした場合、経費が多くかかった場合負担金の見直しなどができるようになっているのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

それと、修繕費、鉛給水管の布設替工事と石綿セメント管の更新工事のことなんですけれども、年々計画を立ててやっていくというお話でした。計画書そのものがないというふうに伺っているわけなんですけれども、やはり住民にとってはきちんとした計画を立ててもらえれば、自分のところは大体このときに直るんだということでは安心・安全なお水という点では非常に安心いたしますので、その計画書づくりについては具体的にどんなふうになっているのかお伺いいたします。

それと、牛久配水場内の整備更新工事についてなんですけれども、全体の工事の金額についてお伺いしたいと思います。また、こういう工事についてですが、耐用年数がどうなっているのかということと、ここの部分のことについて、再利用ができるものがあればやはりこういうところでも再利用を考えるべきだと思いますが、その辺はどうなっているんでしょうか。

それと、賃金の臨時職員の雇用についてですが、その採用方法はどうなっているのかお伺いをいたします。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。岡野 明業務課長。

＜岡野 明業務課長 登壇＞

○岡野 明 業務課長

伊藤議員の質疑にお答えいたします。

96円の今後の見直しについてであります。平成21年4月から上下水道料金徴収一元化が実施されますので、当企業団の平成21年度決算額より積算し、該当支出項目を反映させ、関係市等と協議の上見直しを実施することとなっております。

以上です。

○曾根一吉 議長

永井俊一配水課長。

＜永井俊一配水課長 登壇＞

○永井俊一 配水課長

お答えいたします。

牛久配水場の件でございますけれども、撤去する施設の中で再利用できるものはどのようなかということでございますが、既存の機械設備のうち使用できる設備、これは次亜塩素酸ナトリウム注入設備と、次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽はまだ使えますので、新建屋に移設して継続して使用します。

それと、工事費は幾らかというご質問がございましたけれども、平成21年度の予算としましては9,555万円を予定しております。全体の金額というのは手元ございませんので、後日ご報告いたしたいと思っております。

以上であります。

○曾根一吉 議長

海老原敏夫管理課長。

＜海老原敏夫管理課長 登壇＞

○海老原敏夫 管理課長

伊藤議員の鉛給水管の修繕の具体的な工事場所についてということで、鉛給水管の修繕の具体的な工事箇所について、現在作成中であります。今後、計画的に計画書をもとに進めていきたいと考えております。

以上であります。

○曾根一吉 議長

小暮一郎工務課長。

＜小暮一郎工務課長 登壇＞

○小暮一郎 工務課長

伊藤議員の質疑にお答えいたします。

石綿管更新工事の今後の計画についてということなんですが、今後の計画でございますが、更新工事につきましても財政状況を十分踏まえながら地区別計画を作成し、平成22年



度までは3市合わせて年間1億5,000万円、平成23年度以降は年間で約3億5,000万円を予定しております。

以上でございます。

○曾根一吉 議長

山口好正総務課長。

<山口好正総務課長 登壇>

○山口好正 総務課長

伊藤議員の臨時職員の採用についてで、どのようにするのかというご質問にお答えをいたします。

採用に関しましては、ハローワークにて募集をいたしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子議員）

最後の質問になります。

鉛給水管の布設替工事のことなんですけれども、計画書を今作成中であるということなんですけれども、大体計画書作成の期限についてはどんなふうになっているのでしょうか。石綿セメント管についても計画書そのものはきちんと具体的に作成できているのか。また作成していなければ、いつまでにきちんと作成するのか、その点についてお伺いをいたします。

○曾根一吉 議長

答弁を求めます。海老原敏夫管理課長。

<海老原敏夫管理課長 登壇>

○海老原敏夫 管理課長

伊藤議員の質疑にお答えします。

具体的な工事箇所の計画書の作成については、早急に仕上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上であります。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎議員）

通告に従いまして、議案に対する質疑を行います。

議案第3号、平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、6点にわたってお伺いをいたします。ただし、直前の伊藤悦子議員と重なっているものもございまして、割愛させていただく部分もございまして。

まず第1点、予算書19ページにあります年間有収水量について、それぞれの想定計算根拠を示していただきたいというのが質問でございます。

これについて、伊藤悦子議員への答弁の中で一定のご説明を既に伺っておりますが、特に平成20年度の実績において月ごとの使用料などが、ある種急激に変わってきたという趣旨の説明もございまして。これはもう少し明確にご説明をいただければと思います。

あわせて、家事用については若干の増を見込めるという予算となっているわけですが、これなんかについても、逆に詳細に本当に大丈夫だろうか、21年度の途中で下がってくるのではないかというようなことも考えられるんですが、もう少しこの算定根拠について、月ごとの変化の状況など含めて、この間の実績の動向及びそこから出してきた推計についてご説明を求めます。

2つ目です。同じく予算書19ページの加入金収入についてであります。1,789件というふうに21年度予算立てたわけでございます。これは、前年より増加した数字となっておりますけれども、これも大丈夫だろうかというような心配もするんでございまして、この算定根拠について詳細なご説明を求めます。

3番目に、予算書21ページの薬品費について増額計上がなされております。この理由をご説明ください。燃料費の変動や全般的な資材の値上がり傾向というの、この間あると理解いたしておりますが、どのような状況、また並びに今後の見通しについて、この際ご説明を求めます。

4点目です。同じく予算書21ページの委託料のうち、給配水管路漏水調査業務委託及び漏水修理当番待機委託について、それぞれ対前年で減額されております。この理由及び背景をとということでございまして、そのうち給配水管路漏水調査業務委託については、半減させた分を鉛管の取り替のほうに合理的だということとしたということで、一応一定理解できますので、それとは別の当番待機委託のほうについてのご説明を求めます。

5点目です。予算書27ページの消費税及び地方消費税の項では、前年においては還付として収入として計上され、今回の予算では営業外費用として支出として計上されているところであります。工事費の多寡によって差し引きされることから発生するというふうに考えますけれども、この予算書上でのこれらの計上の仕方、この際ご説明を求めます。

最後に6点目、戻りまして、予算書21ページの鉛給水管布設替工事費に関してであります。これも伊藤議員から詳細な質疑、答弁をいただいているところでございまして、21年度予算において、1億1,025万円と計上されております。先ほども触れました、その他の修理の中で出てくる、ここ以外の部署で鉛管を結果として布設替をするというものもあるというふうにも伺うところでございまして、計画においては21年度以降、年間1,000件相

当、これは約2億円相当の工事量の実施ということが計画化されており、先ほどの答弁においても年間1,000件相当程度を目指しているという、21年度もということだと思っておりますが、この数字、隠れた数字を含めても年間1,000件というのには相当な無理があるのではないかと思います、この際どのようなことになっているのかお伺いをいたします。

以上、議案に対する1回目の質疑といたします。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。答弁者は挙手願います。

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

披田議員の質疑にお答えいたします。

初めに、年間有収水量の根拠であります。前年度予算と比較いたしますと10万9,000トンの減で算出いたしました。算出根拠は過去3年間の実績と、今年度11月現在の数字をもとにしております。

今後の動向につきましては、給水戸数は伸びておりますが、有収水量は伸び悩んでおります。特に営業用、団体用の使用水量が減少している現実を踏まえ、実績をもとに利益を上げていきたいと考えております。

次に、加入金収入の件数増加の根拠についてであります。平成20年度予算の件数は1,625件、平成21年度予算の件数は1,789件で、164件の増となっております。今年度末の決算予測が約2,000件くらいの見込みになっており、そこから景気後退の影響を考え、約10%を減らしましたが、今年度予算の件数に比べて約170件の増となっております。

次に、薬品費の増であります。次亜塩素酸ナトリウムの取り扱い及び塩素酸、臭素酸の基準が規定されたため、購入先である薬品の高品質のものに変更したことによりまして増となっております。

その他の燃料費の算出根拠でございますが、市場単価及び今後の動向を調査して計上いたしております。今後につきましても、直近の市場単価を調査し、予算計上してまいります。

次に、漏水修理当番待機委託の減額の理由でありますけれども、土曜、日曜、祝日、年末年始に漏水修理をするために待機する費用であります。石綿管、鉛給水管の布設替により休日の漏水等の減、携帯電話の普及により事務所や自宅での待機の拘束が少なくなったことにより、管工事組合と協議の上、減額となっております。今年度においても、平成19年度より管工事組合と協議の上、約半額ほど減となっております。

今後、漏水等については地区別に何社かとの技術力、機動力のある指定工事店と契約をして、迅速に漏水修理に対応できる体制を整えることが有収率の向上につながるのではないかと考えております。

次に、消費税についてであります。前年度予算において、消費税及び地方消費税還付金として営業外収益にしておりますが、来年度は営業外費用で、消費税及び地方消費税納付額としております。

還付から支払いに転じた理由とのことですが、通常、消費税納付額となるのが普通です。還付となる場合は、その年度内における建設改良費の割合が高いときに還付が発生いたします。建設改良費の請負工事費が多い年度において、仮払い消費税が仮受け消費税を超過するため、予算上消費税還付金が発生するものであります。前年度においては、牛久配水場の更新工事が大きな要因となっております。

次に、鉛給水管の布設替の計画についてであります。年間2億円の費用で1,000件を予定しておりましたが、限られた予算の中、今年度予算は1億1,025万円を計上いたしております。財政状況を見きわめながら、少しでも多く布設替できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

#### ○7番（披田信一郎議員）

2回目の質疑を行わせていただきます。

最初に、年間有収水量についてでございますが、特に営業用などについての落ち込みが激しいということでもあります。それは見込んでいるということですが、一方では、過去3年間の実績の変動値を根拠にしてというご説明もあります。通常そのように、特にこの予算、昨年秋ぐらいにまずはつくっていらっしゃると思うんですが、その際に3カ年の平均値などをベースにするのは当然といたしましても、特にそのころ以降、結構状況の変化があるように感じておるところなんです。それがそうなのか、そうじゃないのか。そうであったならば、それらについて、もともとの算定数値をより下げていくと。安全な数字にするというようなことは、この当初予算上されているのかどうかについてお示しをいただきたい。

今後、やっぱり状況が変われば、減額補正などということも実務的にはするんでしょうけれども、やはりこの当初予算自体がどれだけシビアなものになっているかどうかを、この際確認させていただきたい趣旨での質問でございます。よろしくお願ひします。

それから、その次に、委託費における漏水修理当番待機委託に関してであります。対前年、協議の上半額ぐらいにしてきたと。かねて、以前に比べると相当段階的に減らしてきて、今ここにまで至ったということのようでございますが、ご説明されたような携帯電話であるとか、実質的には事務所に待機して、例えば救急や消防のように何分以内に出動するというようなことを予定しているわけでは既がない。連絡が取れば自宅からでも対応

してもらおうという程度の当番待機委託であるようにも伺うところ、もうこれはゼロにして、それをしっかりやってくれるというところと、ある意味では事前のお願いをする契約をするというのは、契約の仕様の中に待機部分を織り込むことによって、別途待機費用というものを出さないでもいいというふうにする感じなんですが、その辺の協議の状況と考え方について、この際お伺いをいたします。

最後に、鉛給水管の布設替工事関係であります。やはり予定としては2億円程度、1,000件を計画はしていたけれども、この21年度当初予算を策定するに当たって、やはり厳しい中からそれが無理だったという本音のご答弁かと思いますが、今回、この1億1,025万円、20万円平均で割り戻すと約500件程度。それ以外にも補修工事の中で結果としてかえていくのもあるということで、それが200あるのか150なのか定かじゃないんですが、実質的に来年度においては1,000件目標としたのが、1,000件はいかないけれども700件いくのか、800件いくのか、どうなのかについて、この際ご説明を求めます。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁を求めます。岡野 明業務課長。

<岡野 明業務課長 登壇>

○岡野 明 業務課長

お答えいたします。

給水有収水量の月別ということでございますが、本年度の11月現在と前年度の決算の月別の比較を申し上げます。

11月現在で家事用を前年と比べますと、11月現在で302トンの減です。団体用、19年度11月末現在で7,936m<sup>3</sup>の減です。前年度11月現在の営業用、2万9,788m<sup>3</sup>の減です。浴場利用用94m<sup>3</sup>の減です。臨時用、5,590m<sup>3</sup>の減です。

それと、予算に対してなんですけど、過去5年間の月別のトータルの幾年かの配分して予算を月別で計算しますと、20年度予算に対して11月までの実績で、特に団体用は予算に対して7万7,500m<sup>3</sup>の減となっております。営業用は予算の同じく配分率の比較をいたしますと11万566m<sup>3</sup>の減でございます。

以上でございます。

○曾根一吉 議長

答弁者挙手願います。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

まず、漏水当番の待機料について、先ほども答弁いたしましたけど、漏水当番については、地区別に何社かとの技術力、機動力のある指定工事店と契約して、迅速に漏水修理が対応できるよう体制を整えていきたいと、そのように考えております。

それと、最後に、鉛給水管の布設がえの計画でありますけれども、財政状況を見ながら少しでも多く布設がえしていくと先ほど答弁したかと思うんですが、それにあわせて、漏水修理のときに鉛管がある場合、それと先ほどの石綿管補助事業とか、下水道工事に伴ってやる石綿管取りかえ工事とか、そういうときにかなり鉛管がついておりますので、それもその工事にあわせて同時にやると。それによって経費の削減になるのかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

< 7番、披田信一郎議員 登壇 >

○7番（披田信一郎議員）

2回で終わるつもりだったんですが、ちょっとお答えをいただけてないので3回目の質疑にならざるを得ません。

漏水修理の当番待機委託157万5,000円で、以前からどんどん下げてきた数字であります。要するにこの費用、やっぱり払って契約をしないと、ちゃんとした緊急対応をしてもらえないのか。もうゼロでもやってくれないかという協議をしたけれどもという状況なのか。やっぱりここまで下げてきていて、先ほども説明されたような事情の中で言えば、既に当番待機委託を委託料を払わなければ実現できないという時代でないような気がするんですが、その辺、どんな協議、業者側は今までもらっていたわけですから、ともかくある意味では縛られているんだからということは当然相手方としては言うでしょうけれども、どんな協議してこうなっているのか、ゼロにまでする可能性がないのかどうかをお伺いいたします。

それから、最後に、鉛給水管布設替事業について、努力していただけるということですが、現在のところ、ある意味では見込みしか立てられない。それから、1億1,025万円を計上していることについても、大体安全面で1件当たり20万円ということですが、契約差金などが相当生み出されれば結果的な可能件数はふえるわけで、ある意味でこの辺は見込みしか立てられないでしょうけれども、この当初予算全体として、1,000件無理なら無理なんだろと思うんですが、700件とか800件は何とかいけそうで頑張りますとか、特に現状は無理なんで22年度以降考えるけれども、21年度は600件程度であきらめてもらうしかありませんなのか、その辺の現在どう見通しされているのかをこの際教えてください。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁を求めます。答弁者は挙手願います。

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

先ほどの漏水修理の委託料であります。今後、管工事組合と協議をして進めてまいりたいと思っております。当然、今までも何度も協議して……。

<「議事進行上の発言を求めます」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

議事進行ですか。

<「澤部副議長が調子悪いようなので退席をお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時14分

---

再 開 午後 3時15分

○曾根一吉 議長

会議を再開いたします。

野口 勇事務所長、答弁願います。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

先ほどの待機料であります。今後協議して下げていきたいと、そういうように思っております。

それと、鉛管の件数であります。予算の数字のほか、石綿管取りかえとか、そういう事業に合わせて同時にやっていくと。それと、可能な限り少しでも数字を上げることによって、この更新事業のスピードを図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質疑を終わります。

休憩いたします。再開は午後3時30分といたします。

休 憩 午後 3時16分

---

再 開 午後 3時30分

○曾根一吉 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

< 10番、野口利枝子議員 登壇 >

○10番（野口利枝子議員）

10番、野口でございます。

通告に従いまして、議案第3号についての質疑を行います。

まず初めに、企業長が議案第3号についての提案理由をしてくれました。その中で、水道事業収益が1,767万5,000円の純利益というふうに説明がされましたが、税抜きで計算するとそうなるということを職員の方からはお聞きしましたが、これまでも予算に対して決算上どのような形で純利益が上がってきているのか。そうしたことを考えたときに、実質はどの程度の見込みをしているのかお伺いをいたします。

次に、12ページになりますが、平成20年度の予定納付計算書がございます。その中では、平成20年度の当年度純利益が24万8,000円という数字が上がっております。これは税抜きということではありますが、当初の20年度当初予算では4,928万6,000円の純利益と説明されたらと、私は当時まだおりませんので、説明を後から聞いているわけですが、実際、現在は24万8,000円という数字が上がっていて、では実際どれだけ残るというふうに、あと1カ月半で平成20年度が終わるわけですが、どの程度になるかの試算がされていましてら教えてください。

14ページですが、これは資産の部の貸借対照表の中で、減債積立金（利益剰余金の減債積立金）ですが、これは985円になるのかな、985円ということです。平成19年度の決算が先日ありまして、1億6,050万4,000円の収益ということで報告されましたが、この間に第1次補正、第2次補正というこの中で、ここの1億6,000万円を超す金額が985円という金額になった、その使った中身は第1次補正、第2次補正を見ればわかるわけですが、こうして見ますと、21年度、次年度に残さないように使ってしまったのかというふうにとれないこともないのかなというふうに考えますが、それについてお答えをお願いいたします。

それから21ページになります。

修繕費ですが、鉛給水管布設替工事費、また漏水修繕維持管理工事費ですか、これは平成20年度の予算書そのものはちょっといただきましたので、それと見比べながらの予算書の検討を、それをするしかないというそんな状況にあるわけですが、20年度で見ますと、工事請負費という項目であったものが修繕費に今回変わったというのは、それはどういう理由なのか教えていただきたいと思えます。

それから、配水場の維持修繕費が、これが減額になっているわけですが、新しく配水場ができたから修繕費も少なくなったんだということを単純に考えればそれでいいのか、ど



うなのか。それとも別の理由があつて3,000万円近い減額になっているのか、できれば教えてください。

それから、21ページ、委託料になりますが、実施設計業務委託が1,000万円を越す金額から840万円ということで減額されておりますし、給配水管路台帳管理システムですか、これは逆に大きくふえているんだと思います。私のほうでは1,481万円から3,975万5,000円ということですので、このふえ方がなぜなのか。

それから、漏水については先ほども質疑がありましたので除きますが、給配水管路台帳オンラインシステムの委託料が平成20年の当初予算にはあったんですが、これがなくなっておりますので、もう必要がないというふうに考えていいのか、それについてお答えください。

それから、企業債の償還なんですが、先ほど1億6,000万円の利益が985円にまで減った、その中に平成20年度の補正の中で、企業債の返還にその分を返してしまってお金がなくなったというふうな数字上は出ているわけですが、これから借りかえについて4.6%、4.8%というものがあるわけですが、今後のもっと低い金利に借りかえることのほうが望ましいわけで、基準がどのようにあるのか、これからの計画と含めて、どういう制約があるのか、借りかえるための法的根拠があれば、それを教えていただきたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わります。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

野口議員の質疑にお答えいたします。

水道事業収益1,767万5,000円の純利益の根拠としましては、水道事業収益と水道事業費用の中にはそれぞれ消費税が含まれております。消費税抜きで純利益を計算しますと1,767万5,000円の純利益になります。

また、20年度の予定損益計算書の中の24万8,000円については、補正予算を組んだ結果、当初予算より減少しています。

次に、減債積立基金985円についてであります。19年度の当年度純利益を減債積立金に積み立てして、予算書上1,000円未満は切り捨てになっておりますので、その端数分985円であります。

次に、鉛給水管布設替工事費用、工事請負費から修繕費に移動した理由としましては、鉛給水管布設替または漏水修理代も資産の維持管理に要する費用でありまして、修繕費が適性科目であると考え、工事請負費から移動いたしました。

次に、布設工事等実施設計委託料の減額されたことについてであります。布設工事等におきまして、特殊な工事が含まれる場合には設計を委託し、職員で設計できるものは職

員が設計することによって減額となり、経費の削減になると考えております。

次に、企業債償還金についてであります。今後の計画としましては、平成21年3月25日に政府債利率6%以上7%未満のもの2件、金額にして2億4,913万9,895円、来年の平成22年3月25日、政府債利率5%以上6%未満のもの1件、金額にして4億5,306万2,109円を補償金免除の一括繰上償還をして、金利の低い市中銀行よりの借りかえを予定しております。これにより、利率5%以上の企業債はすべてなくなります。

また、4%台のものを金利の低い市中銀行より借りかえるべきとのことですが、総務省の平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等の実施要綱によりますと、年利5%以下の政府債は対象となりません。

公庫債に関しましては年利4.95%のものも1件ありますが、一括繰上償還をするには補償金を支払いしなければなりません。補償金を算定しますと、金利の低い市中銀行に借りかえしましても、利息縮減額と補償金とに差はなく借りかえのメリットはありません。

以上でございます。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。

着席のまま、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時42分

---

再 開 午後 3時43分

#### ○曾根一吉 議長

会議を再開いたします。

15時15分、11番、澤部利勝議員、退席であります。

10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子議員）

10番、野口でございます。2回目の質疑をいたします。

今、ご答弁いただきました。数字上は私も計算機がありますので、この予算書で計算をすればこの数字が出るということはわかっております。ただ、予算で計上したけれども、実際決算のときとの数字の差があるわけですよ、実際は。平成20年度の純利益24万8,000円というふうに12ページでは出ているけれども、実際、もうあと1カ月半を切っているこの状況の中で、実際はどれだけの純利益として出てくるというふうに見込んでいるのか、そこをお聞きしているわけです。21年度の当初予算の提案理由の説明の中では、1,767万5,000円の純利益、これが税抜きで計算するというのも私もお聞きして、電卓で

はじいてその数字になるということはわかっているわけですが、果たしてこの数字で、実際決算のときもこの数字が決算の報告されるのかどうかということが、そののずれがあることはわかるわけですね。それについてどのように踏んでいるのか。

決算書を見ますと、本当に昨年比べていろいろなところで節減しているんだということが本当に痛いほどわかる部分があるわけですね。ところが、19年度、20年度の利益そのものが本当に小さく数字上あらわれて、平成21年度の20年度までの利益をことし計上するのは985円という本当に小さな数字からスタートをさせていくということが、この予算書の中でお金がないんだということをありありと、この予算書で示しているのではないかと思えるような予算書だというふうに私は感じました。

平成19年の決算の中で1億6,000万円を超える利益があったにもかかわらず、それを第1次補正、第2次補正の中で使ってしまったわけですから、その中で1つ、先ほど企業債の借りかえもありましたが、借りて返す、その借りた額に対して返した額が大きいのではないかなど、大変大きい金額を返したのではないかというふうに思えるわけですね。だから、とにかくお金がないんだということが議会の中でも明らかになるような予算編成がされたのではないかというふうに、私にとっては思えるわけですので、そののこのところについてももう一度、1,767万、それから20年度の純利益24万8,000円、減債積立金の985円、これについてどのようなお考えなのか、もう一度お答えをいただきたいなというふうに思います。

それから、委託料については、減額されているのはもう特殊なものだけを業者に委託をし、職員にできるものは自分たちで頑張って能力を発揮してやっていこうという、その姿勢は大変すばらしいと思いますし、そういう態度で頑張っていたいただきたいと思います。

ただ、職員の数を大変この間減らしてきているわけですので、せっかくの能力ある職員をこういう形で発揮しようとしたときに、人数が減って、とても能力を発揮することができない状態に落ち込ませないように、私はすべきだというふうに思いますが、それについては企業長にお答えを、考えを、お返事をお願いをしたいというふうに思います。

以上で2回目です。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。山口好正総務課長。

<山口好正総務課長 登壇>

#### ○山口好正 総務課長

平成20年度の純利益の見込みということでございますが、特別委員会の席においても説明というか報告をいたしました。20年11月末現在の数字を申し上げます。約5,100万円となる見込みでございます。

以上でございます。

<発言する者あり>

○曾根一吉 議長

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時50分

---

再 開 午後 3時51分

○曾根一吉 議長

会議を再開いたします。

宮本栄三総務課長補佐。

<宮本栄三総務課長補佐 登壇>

○宮本栄三 総務課長補佐

お答えします。企業債償還金が多いという、返すものが多いということでございますが、これは4億5,000万円は市中銀行から借りがえの分が入っていますので、金額が7億5,641万5,000円と多くなっております。

以上です。

<発言する者あり>

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

○10番（野口利枝子議員）

私の聞き方が悪いようで、ご理解ただけてなくて申しわけありません。もう一度再度聞きます。

最後の企業債の今後の計画についてはもう結構です。

そうではなくて、平成20年度の減債積立金が985円になっていると。その間に補正で予算から補正が2回出ていますよね。それで、第1号補正の中で、いわゆる資本的収入と支出で企業債の借りがえをしております。補正で8億5,500万円プラスして、補正で8億7,400万円返すということで、本来であれば安い金利に切りかえたときに返す分もより多く返してという、この金額でいくとそうなんです、そういうふうに借りて返す、その金額が、お金があるから返してしまうという形でお金を使ったのかどうかということを知っているんですけども、わかりますでしょうか。

それについて、先ほど平成20年度の最終的な利益は約5,100万円の見込みだということなので、純利益24万8,000円に対して5,100万円、11月現在ですがという、そのご答弁がありましたので、それで結構です。最終的に減債積立金について、どういうふうに、次年度に残さないように使ったのではないかとというふうに思えるという私の考えについて、使っ

た根拠を納得いくような説明をしていただきたいなということなんですが、いかがでしょうか。

それと企業長には、職員数の数を減らしていってしまっていくと、職員が一生懸命仕事をしようと、できるものをしようとしたときに、それが果たして不可能になっていかないのか。余計難しくなるのではないかというふうに私は考えるんですが、職員を減らしていくということではなくて、職員の力が発揮できるような体制をぜひともつくるべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。それについてご答弁をお願いします。

**○曾根一吉 議長**

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

**○串田武久 企業長**

野口議員の質問にお答えいたしますが、この人の問題につきましては、後ほどの一般質問の中で披田議員のほうからも質問として出ております。ダブってしまうことをご容赦いただきながら回答していきたいと思いますが、優秀な技能を持った人たちが定年によって退職をしていく。大変貴重な財産を活用すべきではないかというようなお話がありましたが、今、当事業団におきましてもやはり固定費の削減ということは大変重要なものであります。よって、今後につきましても、少数精鋭主義の体制で臨んでいかなければならないと、このように思っております。

当然、まだここ企業団につきましては人材がまだあります。よって、我々としてみれば、現在の人材をどのように育てていけばよろしいのか、そういう意味ではこれからの職員の育て方、いろいろな意味での専門研修会等への技術の習得などに努めていながら、現職員のレベルアップを図っていきたくと、こう思っております。

以上であります。

**○曾根一吉 議長**

山口好正総務課長。

<山口好正総務課長 登壇>

**○山口好正 総務課長**

野口議員の減債積立金985円についてのご質問にお答えをいたします。

公営企業会計の手引きに基づき、利益が出た場合は減債積立金に積み立てて、翌年度において企業債償還金として使用するとなっておりますので使用した、そのことをごさいます。

**○曾根一吉 議長**

答弁が終わりました。野口利枝子議員の質疑を終わります。

これで議案第3号の質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

○8番（伊藤悦子議員）

日本共産党を代表しまして、議案第3号、平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について反対討論を行います。

景気の悪化が急速に進んでいます。アメリカ発の金融危機は世界経済を混乱させ、深刻な不況が日本経済を襲っています。雇用不安で収入は上がり、下がる一方です。物価の上昇も相次いでいます。また、2009年度の年金支給額は前年度と同額となり、据え置きは3年連続で実質減額になっています。高齢者の生活は大きな打撃を受けます。公営企業として今家計を温める施策は待ったなしの課題です。

一昨年11月議会で水道料金引き下げを求める請願書が採択されており、企業長は議会の意見として尊重したいと答えられました。加入金の引き下げ、量水器の無料化がされましたが、市民の強い、切実な要望である水道料金の引き下げはまたしても来年度予算に反映されていません。特に基本料金に満たない高齢者からは、使わない水道料金をなぜ払わなくてはならないのか、入浴を控えているなど、こうした声もあります。こうした声を真摯に受けとめていただき、水道料金の引き下げを求め、議案第3号の反対討論といたします。

○曾根一吉 議長

ほかに討論ありませんか。

< 発言する者なし >

○曾根一吉 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

◇採決

○曾根一吉 議長

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号、平成21年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

○曾根一吉 議長

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◇日程第7 一般質問

○曾根一吉 議長

日程第7、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。12番、貫井 徹議員。

< 12番、貫井 徹議員 登壇 >

○12番（貫井 亨議員）

貫井 徹でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

原稿がないものでございますから、スピーディーに、議長の議事整理権に協力する立場から一般質問いたします。

水道料金の値下げにつきましては、100人が100人要望するところであり、値下げについては異論のないところでございます。先ほどもございました、戦後最大の危機、GDPの年率12.7%減、まさに35年ぶりの状況でございます。too fast, too deep（急速かつ大幅）に現在景気は降下しつつ、グローバルなインターネット社会が世界経済に同時にブレーキを踏ませ、世界同時不況というまさに暴風雨並みの逆風に、日本、世界がさらされております。

我が茨城県内におきましても、日立製作所の7,000人のリストラ計画、我が取手市におきましても、キヤノンの法人事業税の減収等、まさに昨年私はこの茨城県南水道議会の一般質問でも対岸の火事ではないと。いわゆる一過性のものである企業収益にいつまでも依存してはならない。まさに取手キリンではございませぬけれども、私の予想がぴたっと当たったと、そういう状況でございます。

そういう中におきまして、財政難の中、住民ニーズの高齢単身者などへの水道料金値下げをどのように奨励していくのかと。先ほど披田名委員長のほうから委員長報告ございましたけれども、今回の議員の水道値下げの条例につきましては、言わずもがな、提出者の議員でさえも完璧な中身じゃないと、このような開陳しているわけでございます。私ども公明党といたしましては、私、宮原議員とともに高い水道料金を何とかしてほしいとの市民の切実な要望に対し、昨年11月議会で水道料金の値下げを求める請願書が採択されている状況から、昨年4月からの加入金の引き下げ、また10月からの量水器が無料になりましたけれども、その点は一步前進と考えるわけでございますけれども、請願の趣旨は、料金本体の引き下げを求めるものであり、先ほどございましたように、執行部からのきちっとした提出をお願いしたいと。提出がないから、完璧じゃないけど私どもは出したと、そのような委員会の中での議論もあったわけです。

物価高騰と景気悪化のもとで市民の生活を守り、市民生活を支えるために、公明党といたしましても引き下げを求めるものであり、委員会の中では家事用の基本料金を8 m<sup>3</sup>を超え10 m<sup>3</sup>までは1 m<sup>3</sup>を超えるごとに120円の料金を加えると、このような修正案を出したんですけれども、同僚委員の賛成を得られなくて否決されたことはまことに残念でございます。

そういう中で、企業長に求めるものは、住民ニーズの高齢単身者などの部分につきましては、どのように決着を図っていくのか。これ1点目でございます。

また、きょうも全員協議会で、いわゆる特別委員会の中での決議、茨城県に対して県南広域水道用水給水事業にかかわる受給契約での契約水量を実態に合わせて改定することを求める決議、これはきょう開会前の全員協議会で、全議員が一応議長の議事整理で後日きちっと出すということで決着を見たわけでございますので、緊急動議等でこの場に出すことは控えているわけでございますけれども、その2点目は、茨城県の値下げの要請を強く求めることは、これは3市から代表の12名の議員、共通の思いでございます。

以上2点を一般質問として提案するものでございます。積極的な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

#### ○串田武久 企業長

貫井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水道料金値下げについてであります。

昨年の第2回定例会におきまして、議員提出議案で水道事業供給条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会が設置されたところでありますし、委員会の中で、県南水道企業団の方針としては、安心・安全な水を安定的に供給することを最大の目標に事業を進めなければならない旨をご説明を申し上げましたが、あわせて、ご存じのとおり世界の金融市場の崩壊に伴いまして、我が国の実態経済にも影を落とす大変な状況になっております。このような中での県南水道における経営状況も、今後の人口増加は多くは望めません。また少子・高齢化に伴う社会構造の変化から、給水収益につきましても減少傾向に推移するものと思われております。なおかつ、企業団におきまして、第一になすべきことは安心・安全な水を供給することです。

それには、鉛製の給水管の取りかえ、石綿管の布設替、老朽した配水場の更新事業、さらには普及率向上のための水道未整備地区への管の布設等の課題も抱えております。財源確保が厳しい中、バランスのとれた経営基盤を築いて、安定的な水の供給を図ることから、水道料金の値下げにつきましても、現時点におきましては非常に厳しいと、このように判断しております。

しかしながら、今まで加入金の値下げ、量水器使用料の無料化、電算委託費の値下げなど、内部での努力も実施してはありますが、今後につきましても企業団内部において、さらなる業務改善を実施しながら、水道料金値下げのための研究、さらには改善になお一層努めてまいりたいと、このように考えております。

茨城県への値下げの要請であります。私もみずから企業局を初め、関係部署に赴いて要望をしております。事務局はもちろんでありますが、私も引き続き要望をいたす所存であります。何とぞご理解とご支援のほどをよろしくお願いを申し上げ、答弁といたします。



○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。12番、貫井 徹議員。

< 12番、貫井 徹議員 登壇 >

○12番（貫井 亨議員）

貫井 徹でございます。

企業長のほうから厳しい経済状況の中で、答えの出るような勉強をさらに叱咤してやっていると、そのような答弁いただいて、何とかよろしくお願ひしたいと。

今回の予算書の中でも、管理職手当の定額化、私、今回、2月27日から始まる取手市議会一般質問で、取手市約1億500万円ぐらいの管理職手当、これがパーセンテージで、牛久さん、龍ヶ崎さんは詳細わかりませんが、部長で15%、いずれにいたしましても、プロパーの皆さん方が、特に茨城県南水道企業団44市町村の先駆を切って、こういう管理職手当の定額化まで、そこまで身をそいで行財政改革をやって、何とか住民にこたえていこうと、そういうことは非常に私も謙虚に我が取手市もいわゆる茨城県南水道企業団に学んでいかなきゃならないなど、そういう部分で、そういうことは評価しております。

企業長がしっかりまた探って、勉強して、落とすどころを考えていくと、そういうふうな答弁いただいたもんですから、これは茨城県の市長会の会長、全国にその名をはせる串田武久企業長でございますので、よろしくお願ひしたいと。

それとあと、何回もこれ繰り返して言わないといけないもんですから、こういった状態を3市の広報にしっかりやっぱり状況を、一発主義じゃなくて繰り返し、茨城県南水道企業団のコーナー等で状況を住民に知らせていくと。その点を1点だけ伺って、私は終わります。

○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

< 串田武久企業長 登壇 >

○串田武久 企業長

貫井議員のお答えを真摯に受けとめながら、当企業団の置かれている実態は、それぞれの構成市町村の広報等を利用させていただきながら、また当企業団のホームページ等を十分利用・活用しながら、実態については多くの圏域住民の皆さん方に知っていただくような努力を引き続きさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。貫井 徹議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。3番、大谷雅彦議員。

< 3番、大谷雅彦議員 登壇 >

○3番（大谷雅彦議員）

通告に従い2点ほど質問します。

県南水道企業団の経営の基本方針とも言える県南水道ビジョンが平成18年に策定されております。これについては、料金値下げの条例改正案を審査する特別委員会の審議の中でも議論になったところではありますが、平成18年といえ、既に人口減少が始まっている、そういった時期でありながら、全くそうしたことが読み込まれていないこの水道ビジョンに対して、可及的速やかな見直し、改善を行うべきであろうと思います。

もちろん県企業局の去就がわからない、何を聞いても答えてくれないという環境の中ですべてを読み込んだ計画はできないことはわかっております。しかし、現状における収支のあり方、こうしたものは現在の状況を踏まえて収支のバランスについては見直しが十分可能である、このように考えております。

また、人口減少の流れとともに、大口需要者の水道離れの顕在化という、こういう事態に対しては、大口需要の水道利用者の立場で考えてみれば、経費節減のために井戸を掘ろうと、このように考えることも不思議ではありません。こうしたこともすべて踏まえて急ぐべきではないかと思えます。利根町との合併の問題があつたり、始終見直しや諸事繁多の折であることは十分承知しておりますが、見直しは急がなければならない、こう考えておりますので、ご所見を伺いたいと思えます。

次に、平成19年度の監査委員の監査結果報告に対する取り組み等についてお伺いいたします。

21年度予算も非常に厳しい数字が並んでおります。昨年的一般質問でお伺いした鉛管、石綿管の布設替に対する事業取り組み予定の予算を大きく下回る21年度予算にもなっております。そのときに私は、鉛管で10年、石綿管の布設替に20年かかるという答弁に驚きました。現状は、さらにそれが伸びるかもしれない、こういう状況になるのではないかと。私は、執行部説明に関してそのように感じています。

監査委員は、次の3つを指摘しました。

1つは、支払利息の縮減。これは、事務局において相当しっかりとした取り組みで努力をしているようであると認識しております。

次に、入札、契約等の競争性、透明性を高めて落札率を低迷させる、これはとても難しいことではありますが、乾いたぞうきん絞っても水は出ませんから、これから県南水道企業団の経営を少しでも内容を好転させていこうと、出るを制しようと考えれば避けて通れない道であります。

全国市民オンブズマン連絡会などの報告等によれば、落札率はほとんどのところがまだまだ10ポイント以上高いというようなことも言われております。県南水道企業団の積算根拠について、私は詳細には知りません。大枠しか知りません。実際にどのような運用になっているかもわからない部分はありますけれども、少なくともこれから当企業団が取り組まなければならない大きな課題であると、このように申し上げます。

そして、3点目は原価割れ改善の必要性和資金繰り圧迫の改善ということがございます。

原価割れの改善ということは極めて難事の中の難事であろうと思いますが、やはり模索していかねばならないことだろうと思いますし、21年度当初予算を見る限りでは、21年度において資金繰りがどうなるんであろうかという懸念を私は感じております。いずれにしても難しいことばかりです。

その一番根っこに障害となって存在するものが県との契約問題であります。企業長は折に触れいろいろと要請されていることは伺っておりますけれども、この県への契約水量の適正化や浄水費減額の要請については、議会も本気で取り組まなければいけないという機運になっておりますし、議会と執行部が共同行動をとる必要があるのではないかと、このように考えておりますので、企業長のご意見を伺いたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

○曾根一吉 議長

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時22分

---

再 開 午後 4時23分

○曾根一吉 議長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

○串田武久 企業長

大谷議員のご質問にお答えいたします。

地域水道ビジョンの見直しについてのご質問であります。平成18年度に作成をいたしました平成32年度までの水道事業基本計画をもとに、今後の水道事業経営施策を検討いたしまして多くの課題を解消するために、厚生労働省の方針に沿いまして、中期計画案として平成27年度までの9年間を地域水道ビジョンとして位置づけをいたしました。

見直しの周期といたしましては、5年をめぐりに見直しをする考えではありますが、収入の減少と支出の増加傾向が重なる悪循環の中で、水道事業は、利用者に対して安全な水を安定的に供給する事業を継続して維持する責務があります。戦後最大の経済状況とも言われる中、財政収支や施設整備事業等の見直し作業を実施しなければならないと、このように考えております。

次に、監査委員の監査結果報告に対する取り組みについてであります。先般の水道料金値下げ特別委員会の中でも、当企業団も今後における鉛管、石綿管、老朽化した施設の更新事業、給水区域内における未整備地区への供給などの事業についても幾度となくご説

明してご理解をいただいているところであります。

昨年の第2回定例議会の中での監査委員指摘事項もございました支払利息の縮減につきましては、5%以上の高い利息分については借りかえを実施いたしまして、利息の縮減を図っておるところであります。平成20年度の借りかえによる支払利息の縮減効果は4,023万7,000円となる見込みであります。今後におきましても、借りかえできるものについては順次実施してまいります。

次に、入札契約等についてであります。私ども企業団としては、厳正に対応し処理しているところであります。今後におきましても郵便入札やランク指定指名競争入札等の導入についても、さらなる競争性、透明性の発揮できる入札制度を検討してまいりたいと考えております。

次に、原価割れ改善策であります。議員ご指摘のとおり、原価を割って給水をいたしておることは承知はしておりますが、企業団内部でも水道加入促進を図るためのキャンペーンへの参加、地域住民要望による水道管布設地区への職員の加入促進、工場・公共施設への加入お願いなど、普及率の向上に向けた啓発活動も実施しておるところであります。

茨城県企業局との契約水量につきましては、先ほど来からお答えしてまいり、適正な水の確保と安全・安心な水を安定的に供給するために努力をしております。引き続き議会議員の皆さん方にもご協力をお願いをしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

#### ○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

お答えいたします。

県企業局の契約水量につきましては、幾度となく要望いたしてまいりましたが受け入れてもらえないのが現状であります。今後におきましても、当企業団の財政が非常に厳しい現実を訴えてまいりたいと思っております。

現時点では、昭和63年に茨城県企業局と締結いたしました確保水量9万5,000トンから守谷市へ5,300トン、利根町へ1,000トンの水を融通をいたしまして、契約水量は8万8,700トンであります。今後も県南広域水道事業体の中で融通をしてほしい事業体があるならば、県と協議を進めて、当企業団の拡張分の水量で支障を及ぼさない範囲での融通も検討してまいりたいと考えております。

また、水道加入者の伸び悩み、特に団体用、営業用の使用水量の減に伴う水道料金も減少傾向にあることも事実であります。こういうことを踏まえて、いろいろな形での加入啓発を図らねばならないと考えております。

以上であります。

## ○曾根一吉 議長

本日の会議をあらかじめ延長いたします。

答弁が終わりました。3番、大谷雅彦議員。

<3番、大谷雅彦議員 登壇>

## ○3番（大谷雅彦議員）

なかなか理解するだけのご答弁をいただけませんでしたので、一度でやめようと思っ  
ていましたが、再質問を行います。

まず、水道ビジョンの問題についてなんですが、具体的な作業スケジュールまで考  
えているかどうか。予定をどのようなスケジュールで考えているのか、この点について、考  
えていないなら、いないで結構ですから、明確に答えてください。

それから、大口需要者の問題ですけれども、現状のままでは大口需要者の水道離れ  
というものは何ら変わらないのではないかと。非常に経営内容が厳しい中であっても、逆に、  
場合によっては値下げさえ必要なんではないかと、私はそのように考えます。

それから、入札の問題については、昨年年第2回定例会の一般質問のときにも同じよう  
なご答弁をいただきました。それなりに努力をされているとは思いますが、そういう方  
法論によって成果を上げている自治体はない。公営企業についても恐らくないだろうと、  
私はそのように思っています。何が何でも安ければいいわけではありませんが、やはり適  
正な利益にとどまって落札してほしい。そのために通途のこういう手法がありますとい  
うようなことではなくて、本気で新たな取り組みを考えなければ、私はわずかな成果も望め  
ないのではないかと、このように考えておりますので、その点についてのお考えをもう一度  
聞きます。

それと、県への働きかけであります。皆さんご承知のように県も経営難でございます。  
一部の予測では、各地区の総合事務所を廃止するであろうというような話も出ております。  
そういう中で、それぞれ県企業局の立場として、幾ら頼んでもわかりましたとは簡単に言  
ってくれるとは思いませんが、少なくとも私は、執行部だけでなく、企業長、副企業長が  
行っているというだけではなく、議会も、それも足並みをそろえて一緒に来たと、そうし  
たことが何回か繰り返されれば本当のことを教えてくれるんじゃないか。今は聞いても、  
県西との統合問題についても何も決まってないと言って何も教えない、そういう状況にあ  
って中期的な見通しを立てることはできません。この点について、再度企業長のご所見を  
伺います。

## ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

## ○串田武久 企業長

大谷議員の再度の質問にお答えしたいと、このように思っております。

先ほど来、県南水道ビジョンの見直し等の問題についてはご提案いただいております。財政の戦後最大の経済状況とも言われる中での財政の収支、さらには事業等の見直し、それに進めて少子・高齢化に伴う状況の変化等を十分に踏みとらえながら、今後の問題につきましても一応見直しの周期としては5年をめどにとという一つの考え方がございますけれども、そうした悪環境の中での水道事業は、利用者に対して安定的に供給する事業を継続していくわけでありますから、この見直しの時期につきましては今ほど申し上げました状況等を機敏にキャッチをしながら、その都度見直しをしていく必要があると判断すれば、こうした周期を早めることも必要ではないかと思っております。

それと、県企業局との問題であります、ご指摘のとおりであります。企業長、副企業長では限界があるというふうに判断されている立場からであれば、私は議会の正副議長を含めて、さらなる企業局へのこうした契約水量についての確保と、さらには軽減の問題につきましても、議会の皆さん方と共同して取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

入札の件についてお答えいたします。

今後の入札制度に関しましては、よりよい入札制度構築を目指して取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで大谷雅彦議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子議員）

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、水道料金引き下げについてです。

貫井議員の質問にもありましたんですが、改めて市民生活を応援するという立場で、企業長の考え方をお聞きしたいと思います。

既に加入金の引き下げとか量水器の無料化など進められました。この点は私も評価したいと思います。しかし、住民が強く願っているのは使用料金の引き下げです。このことについては、残念ながらまだ実施がされていないわけです。

先ほども反対討論の中で言ったんですけれども、アメリカから始まった金融危機は、本

当に今全世界に広がって、日本にも深刻な経済不況をもたらしています。国民にとって、派遣社員の解雇に始まり、今や正社員の解雇に広がりつつあるわけです。3月の決算期を迎えて雇用状況はますます厳しくなる、こんなふうにも言われています。また、昨年からの物価の上昇などで市民生活が本当に大変になっています。生活保護なんかの申請なんかもふえている、このような状況です。こうした中、住民の強い、切実な願いである料金引き下げは本当に緊急の課題だと思います。

公営企業法では、住民の福祉増進のための事業である、このようにうたわれているわけですが、経済危機が深刻な中でこの公営企業、住民生活を応援すること、大きな役割があるわけです。改めて当企業団の公営企業としてのあり方、どのようにまた住民生活を応援する立場に立つのかについて改めてお伺いしたいと思います。

また、2つ目には、水道料金の引き下げを求める請願の採択を受けての検討と実施についてです。

先ほど、研究をしたい、このようにおっしゃっているわけですがけれども、現在10トン以下の利用者の約半分は5トン以下の利用者です。高齢者の方は入浴を我慢している、また入浴のために総合福祉センターを利用しているんだ、こういう声も聞くところです。基本料金に満たないのにお金を払うのは納得できない、こういうことです。水道料金の引き下げを求める請願が一昨年11月議会で採択をされています。請願が採択されたことで住民の皆さんはこれで本当に水道料金が下がるんだ、こんな期待をしていたところです。ぜひこの期待に応えていただきたいと思います。

企業長は、20年第1回議会で、議会の意見として尊重したい、また慎重に検討したいとご答弁をしています。ただいま貫井議員へのお答えでは研究するというようなことが答弁なされたわけなんですけれども、具体的に今まで検討されてなかったわけなんですけれども、すぐ検討の中身に入るのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

次に、入札の改善と不況対策についての事業の進め方についてです。

今、大谷議員からもご質問がありました。取り組んでいきたいということだったんですけれども、これはやはり、もうこここのところ2年そういう答えなわけです。一体いつになったら実施をするのか、その検討はいつまでにするのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

2つ目に、政治倫理の問題についてです。

構成市の議員の関係する企業が工事を受注しているという市民からの声があったわけなんですけど、政治倫理としてどのような規定になっているんでしょうか。

また、不況対策としての事業の進め方についてですが、急激な景気悪化を受けて、民間工事や公共事業の減少で、地元建設業界を取り巻く環境は困難を極めているわけです。不況対策として決定された事業が年度末に集中することなく、速やかに進められているかどうか、お伺いをいたします。

また、工事前払い金についてですが、審査意見書では工事前払い金の絶対的見直しが必要となっていますが、今深刻な不況のもとで、地元業者を支援する意味でも絶対的な見直しは極力抑えることが求められますが、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

○串田武久 企業長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

水道料金の値下げの質問であります。水道事業につきましては、水道法の目的の中で、正常にして豊富・低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とすると、このようにうたわれておるわけであり。公営企業を経営いたします当企業団といたしましては、独立採算制のもとに自立性を持って水道利用者の皆様へ未来永劫安定供給ができますように日々努力をしておるところであります。

水道料金の値下げを求める請願が当議会で採択されましたことは、先ほども発言したとおり真摯に受けとめております。が、当企業団では、平成19年度から加入金の引き下げを行いました。平成20年度には量水器の無料化を実施いたしました。平成20年度の決算見込みでは水道事業収益は1億円以上の減収となる見込みであります。さらに、昨今における経済状況の悪化、節水器具などの普及、大口利用者の使用が少なくなったことなど、給水収益は減収傾向にあることも事実として認識しておるところであります。企業団内部においてもさらなる経営改善、事務の効率化に努めながらも、水道事業を遂行していきたいと思っております。

あわせて、水道料金の値下げにつきましても、企業経営基盤の根幹となる大変重要な問題でもありますが、料金体系も含め、そして内部の経営改善をさらに進めるとともに、こうした問題につきましても慎重に研究してまいりたいと、このように考えておるところであります。

○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

伊藤議員の水道料金の引き下げについての質問にお答えいたします。

水道料金引き下げと減価償却のあり方についてであります。減価償却のうち無償で譲渡されたもの、いわゆる受贈財産についてはみなし償却して減価償却を低く抑え、その分を料金引き下げができるのではとの質問であります。本来、企業経営という点から言えば、減価償却をして費用回収して、それによって適正な内部留保を確保し経営基盤を強化することが必要であると考えております。



また、契約水量につきましては、県企業局に引き下げを要望を引き続き続けてまいりたいと考えております。

また、水道事業計画書は平成18年度に策定したものでありますので、5年後の平成23年度に見直しを予定しております。

次に、透明性を高める入札の改善の実施との質問でございますが、平成20年度から一般競争入札の金額の引き下げを行い、また指名競争入札におきましてはランク制入札を実施いたしております。今後につきましても、郵便入札の導入、ランク指定指名競争等の実施など、さらなる透明性が発揮される入札制度に向け検討してまいります。

次に、政治倫理の問題についてのご質問でございますが、政治家のかかわる企業への発注を禁止せよと、との趣旨かと思われませんが、企業団では2年に1度、指名入札参加資格審査申請書の受け付けをし、資格審査後初めて入札に参加できる資格を得るわけでございます。地方自治法に規定されている兼業の禁止に該当しておる場合は確かに法に抵触するものと判断されますので、今後もより一層法律を順守し、適正な運用をしてまいりたいと考えております。

次に、当企業団が発注する工事について、年度末に集中していないかということですが、毎年度初めに予定を公表いたしまして、できる限り予定に沿って発注をいたしております。

ご存じのように、水道管は道路に布設をいたしますので、道路管理者の許可条件等により発注の時期を変更しなければならないこともございますが、特に年度末に多くの工事を発注することはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、前途金についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の前途金とは請負工事等における前払い金のことと思われませんが、企業団におきましては、平成19年4月から多くの自治体において採用されていることに伴い実施をいたしました。前払い金を払う条件といたしましては、東日本建設業保証株式会社と前払い金に関する保証契約がなされた場合に限り、当該経費の10分の4に相当する額の範囲内で申請があったものに対して支払いいたしております。

今後につきましては、企業団の財政も大変厳しいものとなることが予想されますので、内容精査の上、状況を見ながら引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

#### ○8番（伊藤悦子議員）

質問する前にお答えいただいちゃったんですけれども、水道料金の引き下げと減価償却のことについてです。

貫井議員さんのほうからも質問はあったんですけども、みなし償却のことについてです、減価償却の。公営企業法施行細則8条の4項では料金を引き下げるためならみなし償却はできるというふうにあるわけですよ。経費のところでは、結局は住民のためにどんなふうに会計を考えるかという点におきましては、私はこれをやっぱり十分使うべきだと考えていますので、その点について、なぜ使わないのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、水道料金の引き下げのことについてなんですけれども、研究を進めていくということなんです、ぜひ早い研究、そして早い実現に向けての行動を起こしていただきたいと思います。

今、経済危機の中、本当に賃金が下がっているのが実態ですね。年金は3年連続で据え置かれています。国民年金で40年間払っても月額6万8,000円です。もう本当に水道料金の引き下げは待たなしの問題になっているわけです。私どもでは提案をしたわけなんですけれども、水道料金の引き下げのために、16年でいえば黒字の1億6,000万円を利用者に還元する、また早く県との契約水量を実態に合ったものにする、それで約1億8,600万円の経費節減です。そして、先ほど言いました減価償却のみなし償却を採用することで3億1,000万円余りあるわけです。あと、人件費の負担軽減ですね。3市からこちらにいらしている方も、ずっと長くということでは、2年契約ということですから、そういうことも含めます。

それと、先ほど企業長もおっしゃったんですけども、今後人口が多く望めない、そういうふうに認めているわけですよ。そういうことであるならば、今ある事業計画は速やかに見直しをし、経費の節減に努める、これが企業長としてのあり方ではないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひこうした財源のもとで早い時期に計画、見直し、そして料金引き下げができるような方向で検討していただきたいと思います。

それと、入札制度のことなんですけれども、私は取り組んでいるということも何度もお聞きしていますが、郵便入札の導入も考えている、こういうことがあるわけなんです、それをいつまでにやるのか。そのことについてはっきりとしたお答えがいただきたいと思います。やはり期日を決めなければ物事がなかなか進まない、こういうことではないでしょうか。

また、政治倫理についてなんですけれども、ぜひ取手なんかは今度厳しい政治倫理をつくられたようですので、それにのっとった関係でぜひその点は進めていっていただきたいと思います。これは要望としておきます。

#### ○曾根一吉 議長

休憩をいたします。再開は午後5時5分といたします。

休 憩 午後 4時55分

再 開 午後 5時6分

○曾根一吉 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。山口好正総務課長。

<山口好正総務課長 登壇>

○山口好正 総務課長

伊藤議員のみなし償却の考え方についてご答弁を申し上げます。

減価償却費のあり方ということでございますが、減価償却費のうちのみなし償却とは、公共の利益のために採算の悪い事業にあえて取り組む企業に対して、その取得資金の一部を補助して、その後に発生する減価償却費の負担を軽減せしめ、料金原価を抑制するものであるときなどに採用される制度でございます。

こののみなし償却を採用すれば減価償却費が減少するため、その分黒字になると思いたすが、将来経営基盤の健全性を損なうおそれがあるため、実施するべきではないと思われますので、従来どおり減価償却をしていく考えでございます。

郵便入札の実施時期でございますが、平成21年4月より実施したいと考えております。

以上でございます。

○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

先ほど事業計画につきましては、基本的に5年周期であります。先ほど企業長が申しましたとおり必要があれば見直していきたいと考えております。

以上です。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎議員）

通告に従いまして一般質問を2点についてやらせていただきます。

まず、事業計画の見直しについてであります。

貫井議員、そして伊藤議員、それぞれから詳細な質問がなされ、答弁もいただいております。私は、ダブるところを割愛していきつつ、4項目の小項目を通告させていただいておりますが、作業の進捗と見直し策定期間ということについては、結論としていつ見直すのかについて、いまだ出ていない。今、直前の事務所長答弁で、企業長が言ったように必要

に応じてということに統一はされたようですが、今まさにそれが必要と考えているか否かが各議員から質問されているところであり、私からもこの点に集中してお伺いをいたしたいと思います。

いろいろなことがございますけれども、18年に策定して19年からだから、まだ2年しか実質はたっていないという言い方は可能かもしれませんが、ある意味では長期的な事業計画を策定するということが従前十分にできていなくて、ようやく将来にわたる計画をしたと。それから、厚労省が要求する水道ビジョン、その地域水道ビジョン、これが中期計画に当たるそうですけれども、それをつくるというような部分とか、総務省のほうで要求する事業計画といったようなものがようやく計画の形をなしてできたのが18年になったというにすぎないわけでありまして、そのできたものはといえば、相当ちゃんとしっかりしたものをつくったことは間違いありませんけれども、大谷議員からも指摘されておりますように、人口の推計の問題、これは特定のところでいえば、構成市町村、取手などはもう既に人口減少にその時点でも入っておりましたし、龍ヶ崎なども十分そのような可能性がある中、明らかに高どまりというか、とまるどころへいったと。牛久さんが今後どうなのかを今後どう読み込むかですけれども、牛久などについては人口が約10万ですか、今以上ふえることを前提にした、そのような事業計画が書かれているという、その1点とっても現に見直しをしていかないと、いろいろなことが食い違ってきてしまうということは現時点において明らかなのではないかという問題意識を執行部としてはどう考えているかということでもあります。

特に、水道ビジョンが要求しておりますものは、地域水道ビジョンを見てわかりますように、さまざまな水質であるとか、いろいろな水道事業の多面的な約数百項目にわたる角度から分析をした、その集大成が水道ビジョンと呼ばれるものになっており、そのほとんどは実際見直して数字が変わるようなものではないと思われまます。

今ここで問われている事業計画の見直し、または中期的な地域水道ビジョンの必要な部分での見直しをと言われているそれは、人口想定の実現への反映、それからそのことをベースにした今後の普及率の達成のスピード、そしてあとは単価と申しますか、それぞれの有収給水量として結果出てくる1件当たりどれだけ水を使っていくのかということについて、明らかにやっぱり節水型社会に転換していて、先に計画している数字というのは下方修正が必要になると思われるわけですが、そのようなところを見直した中での経営収支計画、どれだけが入ってくるのか。

そして、一方では、今後支出としてどのような施設の更新並びにまだまだ足りない部分はあるという意味で、新設もしていく部分があるわけでありましてけれども、それを改めて見直す。特に、その中での新設や更新における規模については、やはり必要最低限のもの、一定の安全度を持つ必要があるわけであって、水道ビジョンによれば、全国の中でも当企業団では必ずしも1世帯当たり配水池に持っている水の量などは多いほうではない、平均

値よりちょっと低いとかというような指摘もあるわけでありましてけれども、そういう1つ1つは精査しながらも、やはり過大にならない施設規模計画をあわせて見直していく。これらをした結果としてどうなるのかということであれば、相当大変な経営収支状況が短期的にはなくて中長期的に見えてくるということになると思うんですけれども、それをぜひ早急に、そういう数字のチェック、見直しというものをすることなしには、21年度単年度予算は何とかおつくりになられたわけでありましてけれども、来年22年度、23年度というような中長期的な見通しというものを皆さん執行部自身が持つことはできなくなるんじゃないか、そのような危機感と不安感を持っているわけでありまして。

料金の値下げを求めてということが出発点でありましたから、いろいろな限界はございましたけれども、11月議会から先ほどまでの間に出された特別委員会でのさまざまな多面的な審査の中でも、一番のポイントは、そういった長期的まではともかく、中期的な経営収支の見通しについて説得的な資料が出されていただければ、どれだけの値下げ原資があるのか、ないのか。また何年か待てばどうなるのかといったことの見通しが立てられる。これがそもそも出てこないというか、できていない。そこにあるのを、平成18年策定の事業計画をベースにする限りにおいては、ほとんど甘い数値が書かれているわけでありましてから、実態とかけ離れてしまっているということが一番の議論のポイントになったわけでもあります。

以上のことを踏まえて、既に、作業について幾らかでも開始をしているのかどうか、職員の皆さんの中で。そういう見通しについての中期的な見直しについて。そのことを確認したいと思いますが1点。

それから、今後の見直し、始めているにせよ、まだ始まったにしても実質的な中身には入っていないのではなかろうかと思っておりますけれども、私からは、平成21年度中に確かに当初予算の中に、コンサルに費用をかけて見直しをするというようなことは、やろうとまで思っていなかったわけですから何も予算にも出ておりません。お金もないだろう。であるならば、せつかくこの2年の予定で、21年度は2年目に入る、構成3市からそれぞれ能力のある職員3人が派遣されて、企業団の財政でいえばそこに3,000万円を投入している。まさにこの力を活用して、21年度中に一定の、何から何までではない、財政収支計画後中期的なものが見えるようにするための、それに限った見直しをされるべきだと思いますがいかがお考えか、いうふうにお聞きしたいと思います。

これは、枝番の2番でも言っておりますように、単に何をつくる、つくらないという話ではなくて、経営をしていくためのその経営計画というべき前提としての収支見直しこそが必要であるという点で、そのように訴えたいと思います。

それから、1番目の3番目になります。中期的な料金体系についてどう考えているのかという質問でございます。

これについても、伊藤議員や貫井議員からも触れられております。私はあえて、値下げ

を求めて、いつ、どのように値下げを考えるのかという質問は一切いたさないことといたしたいと思います。今のが全然よくてというふうに思っているわけでは必ずしもございませんけれども、しかし、中期的なというか、ことし、来年ではなかったにしても、じゃ、2年後、3年後以降、今の料金体系がこれでいいと思っていられませんか、というふうに質問したいと思います。

今のような将来的な展望を十分に持たないままに、ある意味で評価はされるべきだとは思いますが、加入金を引き下げ、または特に昨年度8月の臨時議会で急遽、量水器の部分、あれも実質値下げだと思いますが、それだけを出されてまいりました。そのとき申しましたけれども、やはり値下げ原資をしっかりとつかんで、それを小出しにばらばらにするのではなくて、消費者、利用者にとって企業団経営が下げる方向も含めて努力をしているということがわかる、そのような値下げという料金改定であるべきであったのに対して、せっかくの平年ベースで5,000万円程度の値下げになった、それが何のありがたいみもないようなことになってしまったということ、若干の批判も含めて触れたわけでございますけれども、既にそうなったものは、もうどうにもならないわけですが、今後、ある意味では事実上、今これ以上の値下げの原資がなく、どちらかといえば中期的にはもう値上げをしていかなければ、経営計画が立たないという時代に入ろうとしているそのターニングポイントに、平成21年度なっているんじゃないかと、そんな気さえます。

そうであるときに、しかしながら現在の基本水量という形での基本料金、それが10m<sup>3</sup>ということになっているわけで、皆さんからも繰り返し出されておりますし、私もそう思いますが、高齢社会、核家族化の進展の中で、やっぱり固定経費は間違いなく必要だから、仮に水を一切使わないにしても基本料金というのは発生するという事は、ガスにしても電気にしてもある。1つの手法としては、県内でいえば土浦や守谷などが採用しているような450円とか、500円程度の固定相当する基本料金を取った上で、それ以外については1m<sup>3</sup>から超過料金というか、使用料金として取っていくというやり方もありますし、それはそれでいろいろな、逆にいえば、2m<sup>3</sup>とか3m<sup>3</sup>と、少ない人にとって結構重いものになる場合もあるので、絶対それが最善かどうかは別ですが、しかし、いずれにしても、少利用者などを含めた、当初から10m<sup>3</sup>基準で、そこまでを基本水量、すなわち基本料金とし、10m<sup>3</sup>以上を超過料金制の一律にするという、そのこと自体が今後ともどもいいのかどうかということについて、そのような意味での料金体系をどう考えるのかを、やはりぜひ考えていくべきだと、直すべきだと思っています。

特に超過料金については、やっぱり使用の実態に応じて、2層制、3層制というか、今回特別委員会の中で1つの修正案に出された30m<sup>3</sup>というところで、その以前と以降を変えろという、そのあたりも1つのあれでしょうし、もっとそれを細かく分けるということもあるかもしれませんが、いずれにしても、そのような料金体系をどう見直すのか、その中

で基本水量部分については値下げということも考えられることに当然なると思いますけれども、どうお考えかをお伺いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、値下げをいつしますかということここでは質問しようとは思っておりません。もう事実上、今できるようなあれはないと思います。その中で、どのように、だけど料金体系を今後は考えるのか、それも考えないで先送りにしていくとひどい形での値上げになるのではないかとということをおそれてご質問させていただきます。

大きい1つの4つ目のところでございます。実際、その中でも歳出の効率化というか、削減努力というものを今までもされてきましたし、これからもしていただかなければなりません。その中では入札の改革という、工事費について幾らかでもそれを圧縮していくというのが唯一残された資源だというふうに考えるものであります。これも各議員から既に質問もなされました。

私としては2度目ぐらいになりますけれども、国交省などでも今後、ぜひこれに向けてということを言われている。それから、必ずしも値段を安くさえすればいいということではないことは管工事水道というところでは、特にそういう部分もあると思います。

今回の当初予算の質疑の中での待機の問題など触れましたけれども、逆にそういうことをやっていただけるといようなことをちゃんと点数として評価していくような、いわゆる総合評価方式の入札についての採用が問われていると思いますが、これの採用について、現時点では研究なり、どこまで本気でそれをしていくのかということについてお伺いをいたすものであります。

続いて、大きい2つ目であります。

これも議案質疑の答弁の中で、企業長から先に触れるがと言われて触れられたところがありますが、当企業団の今後の職員構成のあり方、これは言い方を変えれば、企業団が直接果たすべき、要するに外部委託などで任せ切れない、直接的に企業団が持っていなければならない能力や人員、人材はどうかということであります。この点について2つお伺いいたします。

第1点は、既に定年退職については年度によっての差があって、昨年特に多かったということが実態としてあったわけではありますが、今後の職員の減少についての見通しをこの際ご説明ください。

そして、その一方で、企業長から少数精鋭でやらざるを得ないということは既にお答えをいただいているところでありますが、どこまでが少数精鋭になるかという中で、現実に新しい採用というものを、もう6年目になるかと思いますが、されていない中で、人材の年齢構成のアンバランスさというようなことも出てくるかと思えますし、また、その人材の中身の問題のことが出てくるかと思えますので、今後の採用計画、またそのようなことについての考え方、どのようになっているかこの際お伺いいたします。

最後に、今のこととかぶりますけれども、その実際の採用または今いる職員でももっと

しっかりさせていくためには、例えば水質管理、情報処理、それからこういったものの総合的な管理、計画策定といった業務、それから財務会計といったような、言ってみれば専門的分野でのスペシャリスト的な能力が問われていると思います。これらについては、安直にコンサルに任せるとか、委託ということではなしに、少数精鋭であったにしても、企業団の内部職員としてそのようなスペシャリスト的な能力を抱えていくということが必要だと思いますが、これらの点に関して、育成または中途採用というようなこともあると思いますけれども、そういうようなことについていかがお考えかお伺いいたします。

以上です。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

#### ○串田武久 企業長

披田議員のご質問にお答えいたします。

現在の水道事業基本計画につきましては、先ほど来からお答えしているとおりであります。見直しの周期といたしましては5年をめぐり見直しをする考え方でありまして、収入の減収、支出の増加傾向などが重なる悪環境の中での水道事業は、ユーザーであります利用者の皆様に対して安全な水を安定的に供給する事業を継続していく、維持する責務があるわけでありまして、そのためには、計画における財政収支や施設整備事業等の見直し作業を実施しなければならないと、このように考えております。

また、中期的な料金体系というようなご質問でございましたが、当企業団では、水道事業基本計画策定時に、最大の目標を安全・安心な水を供給することを主眼といたしまして、水道サービス水準の向上を目指して、目標年度を平成32年度といたしました。これも事業計画の見直しと同じ年度、5年を1つのめぐりに、中期または短期的に見直していくことは当然必要なことと理解をしております。

今後におきましても、経営基盤の安定化を目指して、中期的な見直しをしていきたいと、このように考えております。

次に、今後の職員構成のあり方であります。企業団の役割についてとの質問であります。企業団における定年退職による職員であります。今後5年間で7人、その後5年間で17人、10年間で24人の退職を迎える予定であります。職員採用につきましては、バランスのとれた職員構成、技術の継承等は当企業団に限らず、どの事業体においても抱えている重大な問題と認識しているところでありますので、将来にわたる計画を構成3市を交えて経営検討委員会等で協議をし検討しながら、定員管理計画を策定してまいりたいと考えております。

また、水道事業を行っていく上での専門的、いわゆるスペシャリスト的職員の養成は必要な部分もあることは十分承知をいたしておるところでありますので、専門研修会などへ



の職員の参加を図り、人材育成に努めてまいると同時に、そうした人材が内部に育たない場合には、やはり外部からの投入を考えていかなければならないと2段階が必要ではないかと思っております。

以上であります。

○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

入札の改革の中で総合評価方式入札の採用についてお答えいたします。

現在、企業団で実施している入札による発注方法は、工事種別を6つに区分して、総合審査評定により格付等級を3段階に分けて発注いたしております。平成20年4月より、指名業者名を事後公表で行い、平成21年4月からは郵便入札方式を実施するために準備を進めておるところであります。

いずれにいたしましても、入札の執行につきましては、さらなる透明、公正で、しかも競争性が確保されることが求められておりますので、総合評価方式の採用につきましては、構成市の実施状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎議員）

ご答弁をいただきましたが、その事業計画、中期的な地域水道ビジョンの見直しなどに関しては、結局のところ、私はさっきちょっと言葉を足し過ぎたのかもしれませんがけれども、その全体を5年ごとにそもそも想定されているような全面的な見直しをやれよということを行っているのではなく、経営の計画をみずから執行部として明らかにし、そして議会などにも示せるような、そういう財政収支の計画の区分の見直しを中心としたものを、やはり21年度中に、それは先ほども申しましたけれども、各構成3市からそれぞれ人員を今入っている。これも3年目、4年目にそのまま結局仕事が片づかないからということで残ることになるのか、場合によっては2年ということなので、人を入れかえて改めて、しかしそういう構成3市からの人を受け入れることは3年目以降もなる。もし仮にそのような後者のようなことになったら、また最初の1年はこの水道企業をなれるためだけに時間が無為に費やされかねない。今、この1年間でいろいろな問題をおわかりになった方々こそがしっかりと、今必要とされる、そういう事業計画の見直しをやり切って、それを残していくというようなことに限ってどうなのかと、今伺っております。

必要があればやりますというのが企業長の先ほどからの答弁で、その上でいったら、今

そのようなことまでする必要がないと思っているのかどうかですね。あるとすれば、余りにも経済状況や当企業団の置かれているものが嵐の中の小船のような状態で、落ちついて数字をまとめることができないから、少し落ちついてからしかやれませんというのはあり得る答えかもしれませんが、そうであるにしても、やはりその羅針盤をしっかりとするために18年度策定のあれだけを頼りにしているのでは、本当に問題になるんじゃないかと、少なくとも議会は今心配をしているということをぜひ受けて、企業長の、直近の中でそのような作業をとにかく始めてみるというようなことをぜひお考えしていただきたいなと思うもので、繰り返しになりますがお聞きいたします。

職員の問題については、明らかなように、今後10年で24人、約3分の1強がいなくなる中で、とまかく新しい人材、全くの白紙の人でも採用していかなければ続いていけないということと同時に必要となる。人数が少なれば少なくなるだけ、ある意味では多機能またはスペシャリスト的な性格を、数が多ければ何人かの中にはそういうこともできる人がぱらぱらまじるというようなことはあったかもしれませんが、これからは計画的に育成することと、必要があれば中途採用なり、外部からでも考えるということ、2段階構えということをおっしゃったんで、その辺をぜひやっていただきたいんですが、質問といたしましては、構成3市とも相談をして、その上で定員適正化計画を立てるとおっしゃられたので、これはいつまでにそのような作業をなされるつもりなのか。これもやはりそんなに悠長なことは言えないと思っておるんですけども、そのめどについてお答えをいただきたいと思います。

ただ、3点目の、ちょっと戻りますが入札改革の関連であります。総合評価方式入札について、やっぱり構成3市もまだきょう現在始めてないということはあるんですが、少なくとも龍ヶ崎市において、21年度に試行は始めます。そのような意味で、電子入札なんてこともあるんですけども、ここ二、三年にいろいろなことがやらざるを得なくなります。そんな人待ちのような、全体の入札改革がおくれにおくれしてきたから、そこまで手が回らないという実態はわからなくはありませんけれども、特にやっぱりこの水道事業といったような特殊性の部分において、総合評価方式をうまく活用するということは大事なことでないかと思しますので、少なくとも21年度においてしっかりとした研究、検討はやるというようなことはお願いをしたいと思ひまして、私の質問といたします。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

披田議員さんの3点についてお答えいたします。

見直し時期の話かと思うんですが、前倒しできないのかということではありますが、急激な景気も変動しておりますので、そういったことを踏まえて財政収支の見通しを立てて、

見直しを前向きに考えていくと、そういうように思っております。

それと、今後の人員計画ということですが、将来にわたる計画を3市をまじえながら検討委員会等で協議・検討して定員管理計画を作成してまいりたいと、そういうように思っております。

<「それがいつかということ」と呼ぶ者あり>

#### ○野口 勇 事務所長

21年度に作成する予定でいます。

それと、総合評価入札の採用ということですが、当企業団の発注する工事は、業者間において談合などの不正な行為は行われていないものと認識いたしております。

今後におきましても、各種委員会などで協議を図りながら、競争性が発揮されるような入札制度の導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

総合評価方式入札の採用につきましては、現時点では検討はいたしておりません。今後につきましては、近隣自治体の動向を見ながら研究してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子議員）

10番、野口でございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず1点目ですが、県との契約水準の是正にということで、これまでの議員からも質疑がございました。相次ぐ社会保障改悪と増税、その上、今、大不況が市民生活を圧迫しております。住民への負担軽減を図る、このことが今水道行政に強く求められていると言えます。税金の無駄遣い、過大な水資源開発を改め、高い料金をもたらす過大な契約水量の是正と、過大な企業団の施設建設改修計画の見直しを求め、一般質問を行います。

まず初めに、県との契約水量の是正についてです。

これまでも、実態とかけ離れた県との契約水量の是正を求めてきました。県は、使っていない水の料金まで企業団に支払わせる。その結果、高い水道料金を企業団は住民に押しつける、こういう関係になっているわけですね。県への高い浄水費を住民から回収するために、基本水量、基本料金を10トンとし、高齢者世帯やひとり暮らしを中心とした世帯から、やはり使わない水の分まで料金の徴収をしてくれております。

これまでの答弁で、企業団としても、また企業長も、機会あるごとに県にお願いをしてきたが聞き入れてもらえなかったということ、これを承知しております。

この間、5回の特別委員会、開かれたわけですが、契約水量の是正については、共産党

のみでなく県南水道議会全体の認識になっているということが大変感じました。改めて企業長並びに副企業長も県との契約水量を実態に合わせるよう求めるべきと考えます。是正させるためには、霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダムなど、国や県が進めている過大な水資源開発を中止させることが求められております。契約水量の是正の必要性を認めるのであれば、過大な契約水量の原因をたださなければなりません。その原因というのは、過大な開発にあることは明らかなわけですから、無駄な開発の是正を同様に求めなければ責任は果たせません。企業長の思いがどこまで本気なのか、ただ県にお願いをしているが県が一向に承知してくれないという、こういう態度ではまさに無責任と言わなければなりません。

1つは、霞ヶ浦導水事業。総事業費1,900億円。茨城県の負担は何と半分に近い851億円です。工期は昭和59年度から平成22年度だったものが、5年延長で27年度まで延びました。事業費は既に平成20年度で76.7%使われておりますが、事業の進捗率は何と30%前後だといえます。那珂導水路のうち高浜機場から土浦放水口はまだ着手しておりません。利根の導水路は、平成3年に既に完成しているけれども通水をしておりません。住民の意見を無視した開発の結果と言えます。

茨城、栃木の那珂川関係の漁協が、国を相手取り、漁業権を侵害するとして霞ヶ浦導水事業の取水口、水戸市にございますが、その建設差し止めを求める裁判、那珂川アユ裁判と言っておりますが、これを起こしております。那珂川の魚類、生態系の破壊につながる日本一のアユ漁獲量を誇る那珂川での漁業権を侵すものはやはり許されないとしています。

八ッ場ダムでございますが、1986年当時、その当初の計画では総事業費2,110億円、うち本体工事、いわゆるダムをつくる工事そのものは495億円で、占める割合はわずかに23%、2004年には総事業費が跳ね上がりまして、総事業費4,600億円、何と2倍以上に膨れ上がりました。しかし本体工事は613億円と1.2倍、さらに工期も5年延長となりまして、2015年完成予定となっております。利水上で八ッ場ダムがもう必要がないということは、茨城県の水のマスタープランが下方修正されたことにもあらわれておりますように、茨城県は水余りです。

治水についても、八ッ場ダムの裁判の中で明らかになっておりますが、100年に1度の洪水の場合を想定し、大変実態とかけ離れ、過大に流水量を見積もっているということ、我妻溪谷の景観と貴重な自然を崩壊させるのものであると、おまけに地盤があそこは大変火山灰が降り積もったという場所であるために脆弱で、ダムが仮にできたとして、水をもし満たした場合には崩壊の危険性があると専門家からも指摘をされております。この先どれだけ工事費が増額されるかわからない状況です。このような無駄な公共事業に貴重な住民の税金を投じることは許されないと住民訴訟が起きているわけです。霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダム建設計画は無駄であるとの認識を持ち、ただ立場に立つことが今企業長に求められていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、県南水道企業団の水道事業基本計画について伺います。

これまでも何人もの議員から、いわゆるビジョンの見直しについて質疑が出されました。5回目の特別委員会の中で私は、現在の日最大の給水量と、そして県南水道ビジョンが今後平成32年度までに、どのように施設建設の計画を立てているか、その実態が余りにも大き過ぎるということを指摘をいたしました。

平成18年度に出されたこの計画、17年度までの実績をもとに、コンサルタントに委託し作成されたと聞いております。県の過大な計画と同様、その計画に合わせて数字合わせになっているのではないのでしょうか。この間の議会の中でも給水人口及び給水量、全体のグラフや何かを見て、我が党だけではなく他の議員からも、計画が甘いとの指摘がされております。5年ごとに見直すと、先ほどからも企業長の答弁、繰り返されておりますが、5年ごとに見直すのでは遅い場合も出てくるわけですね。その都度、その都度実態に合った人口給水量が実績として出ているわけですから、この先が18年度につくられたグラフの右肩上がりの計画ではなく、もう実態に合わせたものにその都度、その都度、方向を転換をさせることが本当に重要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

次に、水道事業基本計画の施設計画でございますが、この施設計画を見ますと、平成32年度には、若柴、牛久、戸頭、藤代の配水場の施設能力は合わせて9万2,500トンとなっております。一番最後にあります、配水施設整備事業年次計画を見ますと、平成20年度に牛久の配水場が改修されております。そして、21年度にも残りの分が若干予算計上されました。平成22年には龍ヶ崎市にあります若柴配水場の整備計画がされております。そして、その2年後の24年には藤代配水場の施設整備事業の年次計画がされているわけです。

今年度行われました牛久の配水場は、将来の県水受水量に整合させるという一言が書かれておりますが、計画どおりの更新工事だったのでしょうか。それとも、平成17、18、19、20、この間の実績、いわゆる現状を踏まえた施設にわずかでも、若干でも縮小した牛久の配水場の計画工事になっているのでしょうか。

また、先ほど言いました若柴、そして藤代の施設計画は、今後しっかりと、まだこの計画そのものが見直す時期には来ていないとしても、これらの施設計画は実態に即したものにするのかどうか。私どもは9万2,500という、過大な数字に合わせる過大な施設建設はもちろんやめることを求めるものでございますが、企業長の答弁を求めるものです。

1回目、以上でございます。答弁よろしくお願いいいたします。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

#### ○串田武久 企業長

野口議員のご質問にお答えいたします。

県との契約水量の見直しについてであります。茨城県では平成19年、茨城県長期水受給計画を策定をいたしました。水資源は、県民の快適な暮らしや産業経済の発展にとって

欠かすことのできないものであるため、長期的な観点から水資源の確保と安定供給を図ることが重要であるとうたわれているところであります。当企業団といたしましても、長期にわたって、良好で安定的な水資源の確保と安全、そして適正な受給バランスに基づいた計画を要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、水道事業基本計画の見直しについてのご質問であります。現在の水道事業基本計画は、平成18年度に策定をいたしまして、平成32年度までの計画となっております。見直しの周期につきましては、5年をめぐりに見直しをする考え方ですが、収入の減少と支出の増加傾向が重なる悪条件の中で、水道事業はお客様に対して安全な水を安定的に供給する事業を継続して維持する責務があります。計画における財政収支や施設整備事業等を実態に合わせた見直し作業を実施しなければならないと、このように考えております。

9万2,500トンの施設計画につきましては、水道事業基本計画の見直しでお答えをいたしたとおりでありまして、その基本計画の施設につきましても見直しをし、現実的で、実態に合わせた施設の策定をいたしたいと、このように考えております。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子議員）

10番、野口でございます。2回目の質疑をいたします。

1つ答弁がされていないのが、いわゆる過大な水資源開発、これについて、やはりここをただすという立場に立たなければ契約水量をただすというのを幾ら県にお願いをしたとしても、それが通らないのではないかとということで、それについての企業長の考えを、再度お答えをお願いをしたいと思います。

今、不要な公共事業に対してノーの声を上げる自治体がふえていることは皆さんも報道などでご承知のとおりです。かつて長野県知事が脱ダム宣言をいたしました。そこにもってきて、本当にこの不況の中で、国ばかりか各自治体の財政が大変だということは、皆さんもそれぞれの自治体で実感をしているところだと思います。

昨年4月には、淀川水系の4つのダムについて、流域委員会がダム建設は適切でないとする意見書をまとめました。そして、11月には大戸川ダムに対して滋賀、京都、大阪の3府県の知事が大戸川ダム設計計画の中止を求めております。つい先日も新潟県知事は、新幹線の新駅建設、その負担金の増額に対して納得がいけないと国にやはり物申し、予算計上をしておりません。自治体の長として、住民の暮らしを守る立場に立つならば、無駄なダム建設に対してもしっかりと異議申し立てをすべきだと考えます。

県は、負担金を捻出するために使わない水の分まで徴収しようとして過大な契約水量を押しつけているわけですね。県南水道企業団は住民に高い水道料金を押しつけざるを得ない状況にあるわけです。企業長が契約水量是正を県に求めているというのであれば、おお

もとである過大な水資源開発にきっぱりと反対すべきだと思います。

残念ながら、平成21年度霞ヶ浦導水事業の促進に関する要望書というのが、茨城県知事初め、県内にあります自治体の長が名前を連ねて出されておりますが、企業長、副企業長である龍ヶ崎、牛久、取手市長も名前を連ねております。これでは契約水量是正を真剣に取り組む姿勢となかなか受け取ることができません。再度、もう一度ご答弁をお願いをしたいと思います。

もう一点ですが、県南水道企業団の水道事業基本計画については、5年ごとに見直すという、そこに対して維持する責務はあるけれども、実態に合った見直しをしていかなければならないという、そうしたご答弁がありました。そして、施設計画についても見直すという答弁がありましたので、ほっとしたところがございます。過大な水資源開発のツケを県から押しつけられて、企業団は過大な契約に基づく過大な施設建設、これを繰り返していたのでは幾らお金があっても足りない。さらに、住民に高い水道料金を求めることになってしまうわけですから、こうした方向性の水道行政をやっぱり改めていくことが、今求められているというふうに思います。

霞ヶ浦導水事業も八ッ場ダムもまさに無駄な公共事業に税金を投入しているわけで、その上環境破壊もされ、高い水道料金は住民に押しつける。住民にとっては本当にトリプルパンチと言わなければなりません。公営企業の持つ、先ほど来出ております本旨に基づいて、国・県に是正を求め、即刻水道料金の引き下げを求めることを、そのことをつけ加えて2回目の質問といたします。

**○曾根一吉 議長**

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

**○串田武久 企業長**

過大な水資源開発に関してのご質問と申しましょうか、私に対する要望だと私は理解しております。水資源は、県民の快適な暮らしや産業経済の発展にとって欠かすことのできないものであるため、適正な受給バランスに基づいた、これからの開発ということを強く茨城県に対して要望してまいりたいと考えております。

**○曾根一吉 議長**

答弁が終わりました。

<発言する者あり>

**○曾根一吉 議長**

10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

**○10番（野口利枝子議員）**

すみません、最後にちょっと1つ確認をさせていただきます。

先ほど施設建設については見直しをしていくと。期限が5年をたたなくても見直しをするというご答弁があったわけですが、先ほど言いました牛久の配水場については、この基本計画にのっとった計画であるのか、ないのか、そこをまず1つ確認。

それから、その次に、22年にあります若柴、24年の藤代、その配水場については実態に合った配水場の施設に見直すということで、そのように私がとっていいのかどうか、そこを確認させてください。

以上です。

**○曾根一吉 議長**

答弁者は挙手願います。

答弁を求めます。永井俊一配水課長。

＜永井俊一配水課長 登壇＞

**○永井俊一 配水課長**

お答えいたします。

牛久配水場につきましては、現在、1万4,000トンの能力でございます。これが、需要がふえまして能力を超えてしまっているのが現状でございます。牛久配水場というのは、もともと企業局からの受水が1万8,000トンということになっておりますので、1万8,000トンの能力の配水場を建設中でございます。

その他につきましては、予定どおり見直した数字でいきたいと考えております。

以上です。

**○曾根一吉 議長**

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問がすべて終わりました。これで一般質問を終了します。

---

**○曾根一吉 議長**

以上で今定例会に付議されました日程は全て終了しました。平成21年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

---

午後 6時04分 閉 会

---



○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日  
茨城県南水道企業団議会  
議長

会議録署名議員

議員 9番

議員 10番